

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

頁	現 行	修 正	修 正 理 由
2	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第2節 計画の理念</p> <p>この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。</p> <p>1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(項目追加)</p> <p>(項目追加)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第2節 計画の理念</p> <p>この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する</p> <p>1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努める <u>とともに、京都BCPにより、早期の復旧・復興に努める。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。</u></p> <p><u>6 1府県だけでは対応することが困難な災害については、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。</u></p>	東日本大震災を踏まえ追記(危機管理防災課)
7	<p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>12 第八管区海上保安本部</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害時における <u>船舶による救助物資及び避難者の輸送</u></p>	<p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>12 第八管区海上保安本部</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害時における <u>船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</u></p>	海上保安庁防災業務計画との整合(第八管区海上保安本部)
50	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 建造物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(項目追加)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 建造物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>8 液状化対策</u></p> <p><u>国、府、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発</u></p>	防災基本計画の見直し(H23.12.27)を反映(危機管理防災課)

51 第3節 電気・ガス施設防災計画
 第1 電気施設防災計画(関西電力株式会社)
 1 計画の方針
 電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

第2 ガス施設防災計画(大阪ガス株式会社)
 1 計画の方針
 ガス施設において、耐震性の強化を図るとともに、地震が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

53 第4節 上・下水道施設防災計画
 第1 水道施設防災計画
 1 計画の方針
 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、震災時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。府は、水道事業者等が行う水道施設の耐震化及び応急給水用水確保のための措置に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

2 施設の設計基準
水道施設の設計は、関係法令に定める基準に基づくものとする。

3 計画の内容
 (1) 水道施設の耐震化等
 ア 施設の維持管理
地域の実情と水道施設の実態を考慮し、耐震性の維持を目標に設備の重要度に応じた点検を行う。
 イ 図面等の整理

生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。
さらに、国、府及び市町村は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、府民への適切な情報提供等を図るものとする。

第3節 電気・ガス施設防災計画
 第1 電気施設防災計画(関西電力株式会社)
 1 計画の方針
 電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

第2 ガス施設防災計画(大阪ガス株式会社)
 1 計画の方針
 ガス施設において、液状化対策を含めた耐震性の強化を図るとともに、地震が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

第4節 上下水道施設防災計画
 第1 水道施設防災計画
 1 計画の方針
 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、震災時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。
 府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。
~~2~~ (削除)

2 計画の内容
(1) 水道事業者等は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
(2) 水道事業者等は、防災対策上必要な各種図面・図書については、

液状化対策の追加
 液状化対策の追加
 節題修正（文化環境部）
 東日本大震災等を踏まえ、広域的な被害にも対応するため、事業者間等の連携、府の役割に関する記述を追加（文化環境部）
 記述内容見直しによる削除（文化環境部）
 東日本大震災等を踏まえ、広域的な被害にも対応するため修正（文化環境部）
 図面等の保管場所の被災を想

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定した整備に努める。

ウ 水道施設の耐震化

(7) 緊急を要する弱点对策

二次災害を発生するおそれのある施設、老朽施設等、弱点となる施設の緊急補強と更新を進める。

(4) 速やかに復旧できる水道づくり

施設の耐震性の向上、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な耐震化を計画的に進める。

(7) 被災時にも給水機能を持つ水道

被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進める。

(2) 災害時応急体制の整備

ア 応急給水及び応急復旧活動に関する行動マニュアルの活用

府及び水道事業者等は、円滑な応急給水及び応急復旧活動を行うため、「水道の地震対策の強化について」（平成7年8月厚生省衛水第188号）に基づき策定した「京都府水道震災対策行動マニュアル」（平成10年3月）を活用する。

イ 応急体制の整備

府及び水道事業者等は、災害時における職員の役割分担、関係機関との連絡体制について定めるほか、他府県及び水道事業者相互間の協力体制を確立するものとする。

また、被災時に的確な対策が講じられるよう関係職員に対し、平時時から教育訓練を行うものとする。

ウ 住民の自主的取組の啓発

府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震

保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。

(削除)

(3) 水道事業者等は、施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な耐震化を計画的に進めるものとする。

また、津波対策が必要な地域においては、津波高さを考慮した対策に努めるものとする。

(4) 水道事業者等は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。

(5) 水道事業者等は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。

(6) 水道事業者等は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。

(7) 府及び水道事業者等は、円滑な応急給水及び応急復旧活動を行うため、「水道の地震対策の強化について」（平成7年8月厚生省衛水第188号）に基づき策定した「京都府水道震災対策行動マニュアル」（平成10年3月）を活用する。

(8) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。

また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。

(9) 水道事業者等は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

(10) 府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄や受水槽等の耐震化の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

定し、対策を追記（文化環境部）

記述内容に見直しによる（文化環境部）

東日本大震災を踏まえ、液状化対策、津波対策に関する記述を追加（文化環境部）

災害対策の実施者を明確化（文化環境部）

東日本大震災等を踏まえ、広域的な停電を想定し、記述を追加（文化環境部）

資機材の備蓄に関する記述の追加（文化環境部）

番号修正（文化環境部）

広域的な被害を想定し、連携強化に関する記述を修正（文化環境部）

運転監視等に関わる委託先の防災対策の追加（文化環境部）

番号修正（文化環境部）

化の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努める。

54

第2 下水道施設防災計画

1 現況

府内流域下水道は下表のとおり5箇所である。平成22年4月1日現在、5流域下水道の全てが供用されており、完成済みの幹線管渠延長は112.5kmとなっている。

※流域下水道施設一覧

2 計画の方針

各施設については、耐震構造とするとともに、災害時に予測される電力の供給停止、破堤等による水害、土砂災害等の二次災害に対処するための措置を講じる。

3 計画の内容

- (1) 処理場、ポンプ場及び管渠の建設は、下水道建設事業計画に基づいて推進し、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき耐震構造にするとともに、災害に対する弾力的対応方策を検討し、防災対策設備を設置する。
- (2) 終末処理場及び中継ポンプ場への電力の供給停止に対処するため、各処理施設の建設状況に応じて、自家発電装置を設置する。
- (3) 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用器材を常備する。
- (4) 点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- (5) 処理場・ポンプ場のオープンスペースを一時避難所として利用することを考慮して整備する。なお、処理水の再利用についても検討する。

第2 下水道施設防災計画

~~※~~ (削除)

1 計画の方針

流域下水道管理者及び公共下水道管理者(以下「下水道管理者」という。)は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、地震時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う地震対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 下水道管理者は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状況から想定される地震災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、地震対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 下水道管理者は、施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、効率的・効果的な耐震化を計画的に進めるものとする。また、津波対策が必要な地域においては、津波高さを考慮した対策に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (6) 府及び下水道管理者は相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡体制を確保する。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (7) 府及び下水道事業者は、円滑な応急復旧活動を行うため、被災時の行動マニュアル等を策定・活用するものとする。
- (8) 下水道管理者は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

記載内容の簡略化、第1水道施設防災計画との整合(文環境部)

流域下水道限定から市町村下水道管理者も含めた計画へ拡大、東日本大震災を踏まえ、事業者間等との連携等を追記(文化環境部)

第1水道施設防災計画との構成の統一東日本大震災を踏まえ、広域的な被害に対応するため、資機材調達や停電時の対応等に関する計画を追記(文化環境部)

整備進捗に伴いオープンスペース活用等に支障が出てきたため、文言削除

(項目追加)

第5節 学校等の防災計画

第2 計画の内容

1 防災体制の整備

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 避難所としての運営方法等

(略)

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況

府立都市公園は、現在11箇所、404.8ヘクタールある。(略)

京都府立都市公園 (平成22年4月1日現在)

都市公園名	所在地	供用面積(ha)	備考
⋮ 丹波自然運動公園 ⋮	(略)	<u>53.2</u>	
合計		<u>404.8</u>	

第2 計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難地や防災・復旧活動拠点等として機能するのに必要な施設整備を行う。(略)

第3 工業用水道施設防災計画

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1水道施設防災計画の2計画の内容(1)～(9)」に準じた対策を講じるものとする。

第5節 学校等の防災計画

第2 計画の内容

1 防災体制の整備

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 避難所としての運営方法等

(略)

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況

府立都市公園は、現在11箇所、404.7ヘクタールある。(略)

京都府立都市公園 (平成23年4月1日現在)

都市公園名	所在地	供用面積(ha)	備考
⋮ 丹波自然運動公園 ⋮	(略)	<u>53.1</u>	
合計		<u>404.7</u>	

第2 計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難地や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備を行う。(略)

工業用水道に関する記述を追加 (文化環境部)

他の避難所に係る記載と整合 (教育庁)

誤字修正 (建設交通部)
時点修正 (建設交通部)

誤字修正 (建設交通部)

語句修正 (建設交通部)

第3 計画の内容

1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

なお、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び（仮称）木津川右岸運動公園については、その役割に応じ防災施設の整備を行う。

- ・ 防火帯となる植樹帯等の整備
- ・ 避難地や復旧活動の場、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策
- ・ 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた耐震対策
- ・ 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

第8節 鉄道施設防災計画

61 第4 東海旅客鉄道株式会社の計画

1 地震動早期検知警報システム（ユレダス）

地震動早期検知警報システム（ユレダス）を昭和63年から東海道新幹線に導入するために構築していたが、平成4年3月に全線使用開始を行った。このユレダスは、地震規模（マグニチュード：M）と地震発生地からの距離（デルタ：Δ）の関係より地震被害発生想定域（地震強度）を判定するものであり、地震被害を及ぼす主要動（S波）より早く到達する初期微動（P波）によりMとΔをパソコンで自動判定して列車を停止する。

また、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施するものである。

このため、P波を検知する箇所を東海道新幹線を包囲するように過去大規模地震発生域の近くに設置している。（京都府域の検知箇所：舞鶴）

なお、沿線付近で発生する地震を想定して、従来の感震器の列車停止を維持し使用する。

2 新幹線の緊急耐震補強

（略）

さらに、平成15年5月に発生した三陸南地震で東北新幹線の高架橋

第3 計画の内容

1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

- ・ 防火帯となる植樹帯等の整備
- ・ 避難地や応急活動の拠点地、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の耐震性向上対策
- ・ 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた耐震対策
- ・ 避難生活や応急活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

→ 特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び（仮称）木津川右岸運動公園については、広域・大規模災害時の自衛隊、警察、消防等の応援隊の集結や応援物資等の集配機能などの役割を担う広域防災活動拠点となることから、その役割に応じた施設整備を行う。

第8節 鉄道施設防災計画

第4 東海旅客鉄道株式会社の計画

1 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

平成4年3月に導入した初代の早期地震警報システムを改良し、平成17年8月に東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）を導入した。このテラスは最新の地震諸元推定方式を導入し、警報発信時間を初代システムの3秒から2秒へ1秒短縮し、警報精度の向上を図った。

テラスによる地震動の早期検知はP波の波形の「振幅増加度」から震央距離を推定し、さらに波形の最大振幅を加味しマグニチュードを推定している。この推定から自動判定して、列車を停止するシステムとなっている。P波を検知する箇所は、東海道新幹線を包囲するように過去大規模地震発生域の近くに設置している。（京都府域の検知箇所：舞鶴）さらに、平成20年度より気象庁からの緊急地震速報を活用することで、テラスの早期警報を補完する取り組みを実施している。

また、沿線付近で発生する地震を想定して、東海道新幹線沿線50箇所に地震計を設置しており、一定の地震動を感知した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施するものである。

2 新幹線の緊急耐震補強

（略）

さらに、平成15年5月に発生した三陸南地震で東北新幹線の高架橋

語句修正（建設交通部）

語句修正（建設交通部）

広域防災活動拠点としての役割を記載（建設交通部）

内容見直し（JR東海）

が被災したことを契機として、同年6月、国土交通省より「耐震補強必要箇所がある高架橋について速やかに耐震補強を行うこと」との通達を受け、平成20年度を目途に補強の推進を行っている。

66 第9節 道路及び橋梁防災計画
第1 現況
(略)

表2.1.3 府管理道路状況一覧表

道路種別	道路現況 (平20.4.1現在)		危険箇所 (平成8、9年度点検結果)		
	管理延長(km)	橋梁箇所数	崩土等	なだれ	その他
一般国道	442.7	398	116	1	15
主要地方道	880.9	814	285	2	16
一般府道	828.3	775	241	0	20
計	2,151.9	1,987	642	3	51

68 第11節 砂防及び治山施設防災計画
第1 砂防施設防災計画

1 現況

府内には土石流が発生した場合に、人家等に影響があると予測される溪流が5,024溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。また、砂防指定地は、府内に1,419箇所（表2.1.5）あり、適切な管理に努めている。

2 計画の方針
(略)

したがって、土砂災害から人命・財産を守るため、土石流発生の危険度が高い所から重点的に砂防工事を実施するとともに、警戒避難体制の整備に資する情報基盤整備の推進を図る。

3 計画の内容

第九次治山事業七箇年計画に基づき砂防事業を推進するとともに、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 地盤のゆるみによる有害な土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整して崩壊した斜面に山腹工を行う。
- (2) 水路を設置して雨水の浸透を防ぎ、山腹の安定及び崩壊の拡大防止を図る。
- (3) 土砂礫の流下や溪床の浸食を防止し、溪床の勾配を緩やかにして

が被災したことを契機として、同年6月、国土交通省より「耐震補強必要箇所がある高架橋について速やかに耐震補強を行うこと」との通達を受け、平成20年度に補強を完了した。

第9節 道路及び橋梁防災計画
第1 現況
(略)

表2.1.3 府管理道路状況一覧表

道路種別	道路現況 (平21.4.1現在)		危険箇所 (平成8、9年度点検結果)		
	管理延長(km)	橋梁箇所数	崩土等	なだれ	その他
一般国道 (指定区間外)	439.4	397	109	1	15
主要地方道	882.9	819	284	2	16
一般府道	827.5	772	241	0	20
計	2,149.8	1,988	634	3	51

第11節 砂防及び治山施設防災計画
第1 砂防施設防災計画

1 現況

府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）が5,024溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。また、砂防指定地は、府内に1,421箇所（表2.1.5）あり、適切な管理に努めている。

2 計画の方針
(略)

このため、土石流から人命・財産を守るため、砂防堰堤等の整備を実施するとともに、警戒避難体制の整備に資する情報基盤整備の推進を図る。

3 計画の内容

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき砂防堰堤等の整備を推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 地盤のゆるみによる有害な土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整して対策を実施する。
- ~~(2)~~ (削除)
- (2) 土砂礫の流下や溪床の浸食を防止し、溪床の勾配を緩やかにして

事業完了の記述に修正（JR東海）

時点修正（建設交通部）

適切な表現に修正（建設交通部）

時点修正（建設交通部）

適切な表現に修正、一般編と表現を整合（建設交通部）

一般編と表現を整合（建設交通部）

適切な表現に修正（建設交通部）

山腹崩壊防止は主目的ではない（建設交通部）

適切な表現に修正（建設交通部）

	安定させるために砂防ダムや床固工を設置する。 <u>(4) 既設工作物を適宜巡回・点検して必要な対策を講じる。</u> <u>(5) (略)</u>		
68	第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積343,115haのうち約103,494haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。(略)	第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積343,073haのうち約93,532haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。(略)	部) 時点修正 (建設交通部)
69	表2.1.5 土砂災害危険箇所等一覧表 (その1) (平成20年4月1日現在) (表 略)	表2.1.5 土砂災害危険箇所等一覧表 (その1) (平成23年4月末現在) (表 H23.4月末現在表に差替え)	時点修正 (農林水産部)
70	表2.1.5 土砂災害危険箇所等一覧表 (その2) (平成18年4月1日現在) (表 略)	表2.1.5 土砂災害危険箇所等一覧表 (その2) (平成23年12月1日現在) (表 H23.12.1現在表に差替え)	時点修正 (建設交通部)
71	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第1 地すべり防災計画 3 計画の内容 (1)～(3) (略) (4) 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を <u>施工し、また地すべりの規模や流水の浸食に応じてダム工、床固工、導流堤及び水制工等を施工する。</u> (5) (略) 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊により人家等に被害を及ぼすおそれのある地域を調査した結果、 <u>該当箇所が3,765箇所</u> (今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む) ある (表2.1.5 参照)。このうち297箇所が <u>急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。</u> 2 計画の方針	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第1 地すべり防災計画 3 計画の内容 <u>地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難態勢の整備を行う</u> (1)～(3) (略) (4) 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を <u>施工する。</u> (5) (略) 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある <u>箇所が3,765箇所</u> (今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む) ある (表2.1.5 参照)。このうち297箇所を <u>急傾斜地崩壊危険区域として指定している。</u> 2 計画の方針	一般編と表現を整合 (建設交通部) 一般編と表現を整合 (建設交通部) 適切な表現に修正、一般編と表現を整合 (建設交通部)

	<p>(略)</p> <p>このため、<u>急傾斜地崩壊危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され地震防災上緊急度が高い区域について、防災工事を施工して災害の未然防止及び被害の軽減を図る。</u></p> <p>3 計画の内容</p> <p><u>第4次急傾斜地崩壊対策事業5箇年計画に基づき防災工事を推進するとともに、警戒避難体制の整備に向けて市町村を指導する。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊対策事業を推進する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>このため、<u>がけ崩れ等の災害から人命・財産を守るため、急傾斜地崩壊防止対策を実施する。</u></p> <p>3 計画の内容</p> <p><u>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき急傾斜地崩壊防止対策工を推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>一般編と表現を整合（建設交通部）</p> <p>一般編と表現を整合（建設交通部）</p> <p>一般編と表現を整合（建設交通部）</p>
72	<p>表2.1.6 地すべり防止区域一覧表</p> <p>(平成18年3月31日現在)</p> <p>(表 略)</p>	<p>表2.1.6 地すべり防止区域一覧表</p> <p>(平成23年12月1日現在)</p> <p>(表 H23.12.1現在表に差替え)</p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>
73～80	<p>表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧</p> <p>(平成18年3月31日現在)</p> <p>(表 略)</p> <p>(節追加)</p>	<p>表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧</p> <p>(平成23年12月1日現在)</p> <p>(表 H23.12.1現在表に差替え)</p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>
	<p><u>第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等</u></p> <p><u>第1 地震発生後の土砂災害警戒情報等</u></p> <p><u>1 土砂災害警戒情報</u></p> <p><u>土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムについては、一般計画編第2編第5章第6節のとおり運用しているが、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。</u></p> <p><u>2 大雨警報・大雨注意報</u></p> <p><u>大地震が発生した場合は、地盤が脆弱となり、雨による土砂災害の可能性が通常より高くなっていると考えられることから、気象庁から発表される大雨警報・大雨注意報についても、発表基準が暫定的に通常よりも引き下げられて運用される。</u></p> <p><u>なお、暫定基準及びその適用については、土砂災害警戒情報の暫定基準と整合が図られる。</u></p> <p><u>第2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</u></p> <p><u>1 緊急調査</u></p> <p><u>重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定さ</u></p>	<p>地震発生時の暫定基準について追記（建設交通部）</p> <p>改正土砂法(H23.5月)に基づき追記（建設交通部）</p>	

81	第13節 (略)	<p><u>れる土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づき国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 国土交通省が実施するもの</u></p> <p><u>ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流 (次の(ア)、(イ)を共に満たす場合)</u></p> <p><u>(ア) 河道閉塞 (天然ダム) の高さがおおむね20m以上ある場合</u></p> <p><u>(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合</u></p> <p><u>イ 河道閉塞による湛水 (次の(ア)、(イ)を共に満たす場合)</u></p> <p><u>(ア) 河道閉塞 (天然ダム) の高さがおおむね20m以上ある場合</u></p> <p><u>(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合</u></p> <p><u>(2) 京都府が実施するもの</u></p> <p><u>ア 地すべり (次の(ア)、(イ)を共に満たす場合)</u></p> <p><u>(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりがつつある場合</u></p> <p><u>(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合</u></p> <p><u>2 土砂災害緊急情報 (土砂災害防止法第29条)</u></p> <p><u>国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報 (土砂災害緊急情報) を土砂災害防止法第29条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。</u></p> <p><u>なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。</u></p>	節番号繰下げ
83	<p><表>表2.1.8(1) ダム諸元一覧 高山ダムの取水口門扉 (発電) 欄 <u>ローラーゲート 1門</u></p>	<p><表>表2.1.8(1) ダム諸元一覧 高山ダムの取水口門扉 (発電) 欄 <u>ホロージェットバルブ</u></p>	記載修正 (水資源機構)
84	<p><表>表2.1.8(2) ダム諸元一覧 喜撰山ダムの取水口門扉 (発電) 欄 取水口 2 (門扉なし) <u>1門</u> 布目ダムの工期欄 自 昭和61年5月 至 平成4年<u>4月</u> 布目ダムの堰堤一水門欄 <u>クレストラジアルゲート 11門</u></p>	<p><表>表2.1.8(2) ダム諸元一覧 喜撰山ダムの取水口門扉 (発電) 欄 取水口 2 (門扉なし) 布目ダムの工期欄 自 昭和61年5月 至 平成4年<u>3月</u> 布目ダムの堰堤一水門欄 <u>自由越流堤 11門</u></p>	<p>記載修正 (関西電力)</p> <p>記載修正 (水資源機構)</p> <p>記載修正 (水資源機構)</p>
84	<p><表>表2.1.8(3) ダム諸元一覧 日吉ダムの工費欄</p>	<p><表>表2.1.8(3) ダム諸元一覧 日吉ダムの工費欄</p>	

	<p>183,600,000千円</p> <p>86 <図>図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統：大野ダム</p> <p><u>舞鶴海洋気象台</u></p> <p>87 <図>図2.1.2(2) ダム放流通報の連絡系統：天ヶ瀬ダム</p> <p>88 <図>図2.1.2(3) ダム放流通報の連絡系統：高山ダム</p> <p>89 <図>2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム 関西電力(株)和知ダム管理事務所からの連絡先のうち 和知駐在所→<u>南丹警察署</u> <u>舞鶴海洋気象台</u></p> <p>91 <図>図2.1.2(6) 日吉ダム放流通報の連絡系統</p> <p>93 <u>第14節</u> 危険物等施設防災計画 <図>図2.1.3 高圧ガス施設 図中 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>075-871-1500</u> <u>(財)京都府プロパンガス保安事業団 075-314-6517</u> <u>京都府LPガススタンド協会 075-314-6517</u> <u>京都府冷凍空調協議会 075-312-5777</u></p>	<p>183,120,000千円</p> <p><図>図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統：大野ダム 大野ダム管理事務所からの連絡先に下記機関を追加 <u>京都地方気象台</u> 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>舞鶴市</u> <u>京都地方気象台</u></p> <p><図>図2.1.2(2) ダム放流通報の連絡系統：天ヶ瀬ダム 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>大山崎町</u> 近畿地方整備局淀川ダム総合管理事務所からの連絡先 (財)河川情報センター大阪センター→端末設置機関を削除</p> <p><図> ダム放流通報の連絡系統：高山ダム 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>大山崎町</u> 木津川ダム総合管理事務所からの連絡先 (財)河川情報センター大阪センター→端末設置機関を削除</p> <p><図>2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム 関西電力(株)和知ダム管理事務所からの連絡先のうち <u>南丹警察署→和知駐在所</u> <u>京都地方気象台</u></p> <p><図>図2.1.2(6) 日吉ダム放流通報の連絡系統 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>京都中部広域消防組合，陸上自衛隊福知山駐屯部隊</u></p> <p><u>第15節</u> 危険物等施設防災計画 <図>図2.1.3 高圧ガス施設 図中 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>0774-52-5320</u> (削除) (削除) (削除)</p>	<p>記載修正（水資源機構）</p> <p>京都府水防計画との整合（建設交通部）</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：平成24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都府水防計画との整合（建設交通部） 法的権限がないため削除（近畿地方整備局）</p> <p>京都府水防計画との整合（建設交通部） 法的権限がないため削除（近畿地方整備局）</p> <p>放流通報方法の検討（関西電力） 京都地方気象台への担当官署一元化：平成24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都府水防計画との整合（建設交通部）</p> <p>節番号の繰下げ</p> <p>電話番号修正，団体解散（エルピーガス協会・府民生活部）</p>
--	--	--	--

95	<p><図>図2.1.5 危険物等関係保安団体（高圧ガス関係） 表中 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>0774-63-2777</u> <u>(財)京都府プロパンガス保安事業団 075-314-6517</u> <u>京都府LPガススタンド協会 075-314-6517</u> <u>京都府冷凍空調協議会 075-312-5777</u></p>	<p><図>図2.1.5 危険物等関係保安団体（高圧ガス関係） 表中 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>0774-52-5320</u> (削除) (削除) (削除)</p>	<p>電話番号修正，団体解散（エルピーガス協会・府民生活部）</p>
96～	<p><図>図2.1.5 危険物等関係保安団体（火薬類関係） 表中 <u>峰山火薬類保安協会</u></p>	<p><図>図2.1.5 危険物等関係保安団体（火薬類関係） 表中 <u>京丹後火薬類保安協会</u></p>	<p>名称変更（府民生活部）</p>
96～	<p><u>第15節～第17節</u>（略）</p>	<p><u>第16節～第18節</u>（略）</p>	<p>節番号繰下げ</p>
100	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 (項目追加)</p> <p>(項目追加)</p>	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 <u>第9 庁内システムの業務継続性の確保</u> <u>災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保するため、次の取組を行う。</u> ・<u>電算室の環境整備</u> <u>電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める</u> ・<u>自治体クラウドの推進</u> <u>「戦略的情報化政策研究会」において、自治体クラウドを活用した業務継続性の確保を検討</u></p> <p><u>第10 エリアメール・緊急速報メールの活用</u> <u>府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。</u></p>	<p>見直し項目「行政機能維持対策の推進(BCPの整備推進等)」の観点から追記(政策企画部)</p> <p>エリアメール・緊急速報メールの運用開始を反映(危機管理・防災課)</p>
103	<p>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画 第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画 第2 第八管区海上保安本部 気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、ただちに無線放送又は巡視船艇による巡回等により周知する。</p>	<p>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画 第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画 第2 第八管区海上保安本部 気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、ただちに無線放送又は巡視船艇・<u>航空機等</u>による巡回等により周知する。</p>	<p>海上保安庁防災業務計画との整合(第八管区海上保安本部)</p>
104	<p>第7 地震観測 京都府の地域における地震観測は、次により行う。 4 JR東海、西日本関係 <u>JR東海（新幹線）、ユレダス検知点（舞鶴）、東山き電区分所、JR西日本二条駅、福知山駅、園部駅、西舞鶴駅、馬堀駅、新田駅</u></p>	<p>第7 地震観測 京都府の地域における地震観測は、次により行う。 4 JR東海、西日本関係 JR東海（新幹線）：<u>テラス遠方地震計（舞鶴市）、沿線地震計（京都市、向日市）</u> JR西日本：<u>二条駅、福知山駅、園部駅、西舞鶴駅、馬堀駅、新田</u></p>	<p>観測地時点修正（JR東海） 機関ごとに分けて記載</p>

115 第2節 津波予報の伝達計画
気象庁地震火山部及び大阪管区気象台は～(以下略)

<図>図2.3.3「津波警報伝達経路図」

116 第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画
第1 定義
1～2 (略)
3 「東海地震観測情報」とは、(以下略)
4～5 (略)

第2 異常検出検出から警戒宣言までの流れ
(前略)

なお、観測データに異常が認められた場合であっても、強化地域に係る大規模地震発生のおそれがない場合又は直ちに判断できない場合には気象庁長官から「東海地震情報」が発表される。

気象庁長官

東海地震観測情報
又は東海地震注意情報発表

117 第3 「東海地震観測情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の取扱い

京都地方気象台からの「東海地震観測情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」(これら3情報を以下「東海地震関連情報」という。)は、防災情報提供システムにより府民生活部危機管理・防災課及び保安部が受理するものとし、受理後は、直ちに危機管理監に報告するとともに次の通報システムにより関係機関に連絡するものとする。

118 大規模地震関連情報取扱要領
第2条(定義)

駅

第2節 津波予報の伝達計画
気象庁地震火山部及び大阪管区気象台は～(以下略)

なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、気象庁では波
波警報の改善に向けた検討を進め、平成24年2月に「津波警報の発表基
準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では、こ
の提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、平
成24年中に、改善した津波警報等の運用を開始することとしている。

<図>図2.3.3「津波警報伝達経路図」

京都地方気象台からの伝達先に下記機関を追加
近畿地方整備局京都国道事務所

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画
第1 定義
1～2 (略)
3 「東海地震に関する調査情報(臨時)」とは、(以下略)
5～6 (略)

第2 異常検出検出から警戒宣言までの流れ
(前略)

なお、観測データに異常が認められた場合であっても、強化地域に係る大規模地震発生のおそれがない場合又は直ちに判断できない場合には気象庁長官から「東海地震に関する調査情報(臨時)」が発表される。

気象庁長官

東海地震に関する調査情報(臨時)
又は東海地震注意情報発表

117 第3 「東海地震に関する調査情報(臨時)」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の取扱い

京都地方気象台からの「東海地震に関する調査情報(臨時)」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」(これら3情報を以下「東海地震関連情報」という。)は、防災情報提供システムにより府民生活部危機管理・防災課及び保安部が受理するものとし、受理後は、直ちに危機管理監に報告するとともに次の通報システムにより関係機関に連絡するものとする。

大規模地震関連情報取扱要領
第2条(定義)

基準等の見直し作業が進められているため(京都地方気象台)

気象業務法の改正による(H23.12.14改正)(京都地方気象台)

情報名称変更のため(H23.3.24変更)(京都地方気象台)

情報名称変更のため(H23.3.24変更)(京都地方気象台)

情報名称変更のため(H23.3.24変更)(京都地方気象台)

1 「東海地震観測情報」(以下略)
 第3条(通報の受理)
 京都地方気象台からの「東海地震観測情報」(以下略)

第4章 医療助産計画
 第2節 計画の内容
 124 第3 基幹災害医療センター及び地域災害医療センター
 (資料)

山城北医療圏	関西医科大学付属 男山病院	075-931 -0001	8-767 -8109
--------	------------------	------------------	----------------

125 (項目追加)

第5章 火災防止に関する計画
 126 第2節 出火防止、初期消火対策
 第3 地域住民等の協力
 1～3(略)
 4 初期消火の要となる消防団の活性化の促進及び自主防災組織等の
 コミュニティ防災組織の育成及び強化を図る

126
 ～127 第3節 火災拡大防止計画
 第1 消防力の充実強化
 1 消防車両等
(1) 消防の近代化を図るため、市町村の消防力を再検討し、地域の防
 火対象物に見合った消防施設の整備を図る。
(2) 国の示す「消防力の整備指針」に基づき、市町村が整備目標を達
 成するよう指導及び支援する。
また、「消防力の整備指針」に基づき、市町村が消防組織の拡充強
 化及び消防団員の確保に努めるよう指導及び支援する。
 2 消防水利
(1) 出火時の水利は消防にとって特に重要である。市町村における簡
 易水道の敷設普及にかんがみ、水道消火栓の設備促進の指導を行う。
また、震災に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整
 備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を

1 「東海地震に関連する調査情報(臨時)」(以下略)
 第3条(通報の受理)
 京都地方気象台からの「東海地震に関連する調査情報(臨時)」(以下
 略)

第4章 医療助産計画
 第2節 計画の内容
 第3 基幹災害医療センター及び地域災害医療センター
 (資料)
 (関西医科大学付属男山病院 削除)

第11 ドクターヘリの共同運用
ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域
 救急医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運
 航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第5章 火災防止に関する計画
 第2節 出火防止、初期消火対策
 第3 地域住民等の協力
 1～3(略)
 4 初期消火の要となる消防団の活動力の向上及び自主防災組織等の
 コミュニティ防災組織の育成及び強化を図る

第3節 火災拡大防止計画
第1 消防組織や体制の充実・強化
高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大
 するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。
このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の
 充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図
 る。
1 市町村の消防体制の強化と連携の推進
(1) 消防施設等の整備促進
(2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練(安全管理含む)
機能の充実
(3) 迅速な救急搬送の促進
2 消防団の活動力の強化
(1) 消防団員の確保

情報名称変更のため(H23.3.24変更)(京都地方気象台)
 地域災害医療センターではなくなつたため(危機管理防災課)
 関西広域救急医療連携計画との整合(健康福祉部)
 活動面であることがわかるよう記述修正(府民生活部)
 消防団活動活性化プラン等の終了や新たな課題を踏まえ記述を整理(府民生活部)

活用した多様な消防水利の確保を指導していく。

(2) 国が示す「消防水利の基準」に基づく充足率が低い市町村については、年次計画により整備するよう指導及び支援する。

3 消防無線

電波法関係審査基準の改正による平成28年5月31日のアナログ周波数使用期限を踏まえ、府が平成

19年6月に策定した「京都府消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」に基づき、市町村におけるデジタル化整備を促進するとともに、無線の広域的な運用を図る。

4 消防団の活性化

(1) 消防団員の確保対策や女性、大学生消防団員の採用、機能的分団等の取り組みなど、団員の任用に関する市町村の施策を支援する。

(2) 消防大会、消防操法大会の開催等により消防団員の士気を高めるとともに市町村との連携強化に努める。

(3) 団員のサラリーマン化に対応して、出動体制の円滑化を図るため、各種企業団体への協力の働きかけを行うとともに、市町村における協力事業所表示制度導入の促進に努める。

(4) 消防団施設の充実強化を図り、消防力の基準に応じた消防車両や防災資機材等の整備を促進する。

(5) 消防団員の教育訓練の充実を図り、知識及び技能の向上に努める。

第6章 避難に関する計画

第3節 避難場所及び避難経路の選定と確保

第1 避難地の選定と確保

(略)

1 広域避難地の収容可能人数は、避難者1人当りの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。

2 避難地としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮することとする。

3～5 (略)

第2 避難地区分けの実施

広域避難地を選定した市町村は、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

1 避難地の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

2 避難地の区分けに当っては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。

3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難地収容力に余裕をもたせる。

(2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上

(3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進

(4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第6章 避難に関する計画

第3節 避難場所及び避難経路の選定と確保

第1 避難場所の選定と確保

(略)

1 広域避難場所の収容可能人数は、避難者1人当りの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。

2 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮することとする。

3～5 (略)

第2 避難場所区分けの実施

広域避難場所を選定した市町村は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

1 避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

2 避難場所の区分けに当っては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。

3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

防災基本計画との整合(避難地→避難場所)所(危機管理・防災課)

136
～137

第3 避難道路の選定と確保

広域避難地を指定した市町村は、

- (1)～(5) (略)
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識及び避難誘導の標識を設置すること。

(節追加)

(節追加)

第4節 市町村等の避難計画

第1 市町村の計画

- 1 (略)
- 2 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難地への経路及び誘導方法
- 4 避難地開設に伴う被災者救護措置に関する事項
(1)～(5) (略)
- 5 避難地の管理に関する事項
(1) 略
(2) 避難民に対する災害情報の伝達
(3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
(4) 避難民に対する各種相談業務
- 6 広域避難地等の整備に関する事項
(1)～(3) (略)
- 7～9 (略)

第2 防災上重要な施設の計画

- (略)
- 1 (略)
 - 2 児童生徒を集団で避難させるための避難地の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
 - 3 (略)
 - 4 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健

第3 避難道路の選定と確保

広域避難場所を指定した市町村は、

- (1)～(5) (略)
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置すること。

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第6節 市町村等の避難計画

第1 市町村の計画

- 1 (略)
- 2 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難場所への経路及び誘導方法
- 4 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
(1)～(5) (略)
- 5 避難場所の管理に関する事項
(1) 略
(2) 避難者に対する災害情報の伝達
(3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
(4) 避難者に対する各種相談業務
- 6 広域避難場所等の整備に関する事項
(1)～(3) (略)
- 7～9 (略)

10 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

第2 防災上重要な施設の計画

- (略)
- 1 (略)
 - 2 児童生徒を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
 - 3 (略)
 - 4 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難経路、誘導、収容施設の確保、保

防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (危機管理・防災課)

防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (危機管理・防災課)

防災基本計画との整合 (避難地→避難場所) (危機管理・防災課)

防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (危機管理・防災課)

防災基本計画との整合 (避難地→避難場所) (危機管理・防災課)

・衛生及び給食等の実施方法

137 第5節 駅、地下街における避難計画

139 第7章 津波災害予防計画

～140 第1節 計画の方針

地震の発生により、府北部の沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的とした、国、府、沿岸市町、関係防災機関がとるべき対策について定めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 対象地域

府における津波の危険地域は、北部の日本海沿岸及び若狭湾沿岸である。特に若狭湾沿岸の海岸線は複雑に入り組んでおり、湾奥での津波の波高が極端に高まる危険性があるので注意しなければならない。

第2 津波警戒の周知徹底

府、沿岸市町、関係防災機関は津波警戒に関する次の事項等について広報媒体等により周知徹底を図る。

1 一般住民に対し、周知を図る事項

(1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

(2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

(3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

(4) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで

健・衛生及び給食等の実施方法

第7節 駅、地下街における避難計画

第7章 津波災害予防計画

第1節 計画の方針

地震の発生により、府北部の沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的とした、国、府、沿岸市町、関係防災機関がとるべき対策について定めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 想定する津波と対策の基本的な考え方

府における津波の危険地域は、北部の日本海沿岸及び若狭湾沿岸である。特に若狭湾沿岸の海岸線は複雑に入り組んでおり、湾奥での津波の波高が極端に高まる危険性があるので注意しなければならない。

津波対策については、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し対策を推進するものとし、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析等において、出来るだけ過去に遡って津波の発生等を調査するものとする。

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については府民の生命を守ることを最優先とし、府民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて府民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

第2 津波警戒の周知徹底

1 府、沿岸市町、関係防災機関は津波警戒に関する次の事項等について、携帯電話等を含めた多様な広報媒体等により周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで

節番号繰下げ

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理防災課）

気をゆるめない。

2 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに^{*1}港外退避する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ^{*1}港外退避する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (4) ^{*2}港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

※1港外；水深の深い、広い海域

※2港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

(項目追加)

第3 津波浸水予測図の活用

津波浸水予測図は、京都府に津波予報が発表された時、各市町における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合はどの程度浸水するか浸水予測区域を表示したものである。

府、沿岸市町は津波浸水予測図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水予測図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険予測区域の周知を行う。

で気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに^{*1}港外退避する。
- イ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ^{*1}港外退避する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ ^{*2}港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

※1港外；水深の深い、広い海域

※2港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第3 防災知識の普及、防災教育

1 府、沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じて、住民に対して普及・啓発を図るものとする。

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえた津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動。

津波に関する知識の普及啓発(強い揺れや長い揺れを感じた場合には迷うことなく迅速にかつ自主的に避難すること、徒歩避難原則、津波地震や遠地地震の発生可能性、3日分の食料等の備蓄など家庭での予防・安全策等)

浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取り組み。

2 津波浸水予測図の活用

津波浸水予測図は、京都府に津波予報が発表された場合などにおいて、各市町における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合はどの程度浸水するか浸水予測区域を表示したものである。

府、沿岸市町は津波浸水予測図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水予測図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険予測区域の周知を行う。

3 津波に係る防災教育

津波に関する防災教育の実施、総合的な教育プログラムの開発、リスクコミュニケーション。

災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施。

第4 避難経路・避難場所の整備及び周知

日本海ないし若狭湾内で大地震が発生した場合には、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、津波の最大波高は110cm程度に及ぶと予測され、そのために、低地帯では浸水を免れないこと、津波が河川を遡上して被害が内陸部にまで及ぶこと等が特徴として挙げられる。

したがって、沿岸市町が避難場所を選定する際には、以下の事項が十分検討されていなければならない。

- 1 十分な地盤標高を有すること。
- 2 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。
- 3 河川沿いの低地帯では、内陸部においても避難地を指定しておくこと。
- 4 液状化の危険性がないこと。
- 5 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。
- 6 避難地対象地区の住民を全員収容し得る空間があること。

沿岸市町は、津波予報等の伝達手段として防災行政無線の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

なお、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人の避難に当たっては、第2編第10章「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に定めるところによるものとするが、特に、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくこととする。

(項目追加)

第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

日本海ないし若狭湾内で大地震が発生した場合には、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、津波の最大波高は110cm程度に及ぶと予測され、気象や地形的な要素も加わり、予測できない波高が観測される場合も考えられる低地帯での浸水や、津波が河川を遡上して被害が内陸部にまで及ぶこと等が考えられる。そのため、沿岸市町は、津波に対する避難のための計画を策定する。

沿岸市町が避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項が十分検討されていなければならない。

- 1 十分な地盤標高を有すること。
- 2 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。
- 3 河川沿いの低地帯では、内陸部においても避難地を指定しておくこと。
- 4 液状化の危険性がないこと。
- 5 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。
- 6 避難地対象地区の住民を全員収容し得る空間があること。

沿岸市町は、津波予報等の伝達手段として防災行政無線の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

なお、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人の避難に当たっては、第2編第10章「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に定めるところによるものとするが、特に、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難支援の方法をあらかじめ定めておくこととする。

第5 住民等の避難誘導體制

1 津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通して、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

2 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

3 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。府及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避

(項目追加)

第5 海岸、港湾、水産施設等の施設整備

海岸、港湾における施設防災計画については、第2編第1章第10節「河川・海岸施設防災計画」及び第15節「港湾等施設防災計画」に定めるところによる。

また、漁港等の水産施設については、一般計画編第2編第9章「水産施設防災計画」に準じて施設整備を進める。

難所までの距離、災害時要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図るものとする。

4 府、市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの災害時要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要配慮者の関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。

第6 津波を想定した防災訓練

沿岸市町村は、防災関係機関と協力し、津波を想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて避難経路や避難場所、情報伝達用設備等の確認を実施する。

第7 海岸、港湾、水産施設等の施設整備

海岸、港湾における施設防災計画については、第2編第1章第10節「河川・海岸施設防災計画」及び第15節「港湾等施設防災計画」に定めるところによる。

また、漁港等の水産施設については、一般計画編第2編第9章「水産施設防災計画」に準じて施設整備を進める。

第8 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

(1) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり(津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す)

(2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、出来るだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちを形成

(3) 地方公共団体において、都市計画等との連携を図るための、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等

(4) 行政関連施設、災害時要援護者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

2 避難関連施設の整備

(1) 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備

141
～142

第8章 交通対策及び輸送計画

第1節 交通規制対策

第4 運転者のとるべき措置の周知 (略)

災対法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

第2節 緊急通行車両

第1 確認を行う車両

災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

第2 緊急通行車両の事前届出制度

(略)

1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(2) 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保
(3) 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

3 津波警戒区域等の設定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき進める。

第9 津波警報等の発表・伝達のための体制確保

府、市町村は津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。

1 市町村による、津波警報等の内容に応じた避難指示等の発令基準の策定

2 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制の整備

3 徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合の市町村による方策の検討

4 消防団員、水防団員、警察官、市町村職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や 避難誘導に係る行動ルール化

第8章 交通対策及び輸送計画

第1節 交通規制対策

第4 運転者のとるべき措置の周知 (略)

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

第2節 緊急通行車両

第1 確認を行う車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

第2 緊急通行車両の事前届出制度

(略)

1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

他章との表現の整合（京都府道路公社）

他章との表現の整合（京都府道路公社）

他章との表現の整合（京都府道路公社）

143 表2.8.1 緊急交通路候補路線一覧表

区分	道路名	区間
有料道路	丹波綾部道路	綾部安国寺IC～綾部JCT

144 <図>緊急交通路候補路線図
(図 略)

145 **第9章 災害応急対策物資確保計画**

(府総務部・府健康福祉部・府商工労働観光部・府農林水産部・近畿農政局・近畿中国森林管理局)

第1節 計画の方針

地震発生時には社会生活が混乱し、被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関する種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、市町村及び府が負担して備蓄するものとする。

145 第2節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 物資の備蓄

1 府及び市町村は、府民に対し非常時の食料や日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発する。

2 府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な乾パン等の応急食料や被服、寝具等の生活必需品を備蓄する。

(1) 府の備蓄は、次の5箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。

京都倉庫：京都市上京区西洞院通中立売下る菊屋町

亀岡倉庫：亀岡市荒塚町府亀岡総合庁舎内

田辺倉庫：京田辺市興戸

福知山倉庫：福知山市字篠尾府福知山総合庁舎内

宮津倉庫：宮津市宇吉原府宮津総合庁舎内

表2.8.1 緊急交通路候補路線一覧表

区分	道路名	区間
有料道路	丹波綾部道路	<u>京丹波わちIC</u> ～綾部JCT

<図>緊急交通路候補路線図
(図 最新地図に差替え)

第9章 災害応急対策物資確保計画

(府総務部・府府民生活部・府健康福祉部・府商工労働観光部・府農林水産部・農林水産省・近畿中国森林管理局)

第1節 計画の方針

地震発生時には社会生活が混乱し、被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関する種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、市町村及び府が負担して備蓄するものとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。(観光客及び帰宅困難者については、第19章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照)

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 物資の備蓄

食料及び生活必需品の確保計画は、一般編第2編第19章の定めるところによる。

時点修正 (京都府道路公社)

時点修正 (京都府道路公社)

担当部局もれ (府民生活部)

地域防災見直し部会委員意見、関西広域連合計画との整合

一般編と重複する記述の整理 (健康福祉部)

(2) 市町村は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

146
～147

第2 米穀等食料の確保

1 府及び市町村は、所定の手続により近畿農政局と協議の上、政府が不測の事態に備え保管している政府備蓄米及び米穀販売事業者の所有する流通在庫により米穀を確保する。米穀の調達ルートは別図2.9.1に示すとおりである。

2 災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

また、近畿農政局食糧部長は、府内の米穀販売事業者の手持状況を把握するとともに、政府米保管倉庫の出庫体制を整えておくものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは表2.9.1のとおりである。

3 市町村は、府広域振興局長及び卸売業者（支店等）等と密接な連絡を取り、精米及び米穀以外の食料の確保に努める。

4 府は、食料品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、国に食品のあつ旋を要請するものとする。

なお、その他応急対策用食料品の要請、調達、あつ旋等の連絡系統図は図2.9.2に示すとおりである。

第3 物資の調達体制の整備

1 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月締結）など物資保有業者との調達に関する協定に基づき、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、幹旋等の連絡系統は図2.9.3に示すとおりである。

147
～150

第2 米穀等食料の確保

1 市町村は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

2 府は、食料品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品のあつ旋を要請するものとする。

なお、応急対策用食料品の要請、調達、あつ旋等の連絡系統図は、図2.9.2に示すとおりである。

3 府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。米穀の調達ルートは、図2.9.2に示すとおりである。

4 災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは表2.9.1のとおりである。

第3 物資の調達体制の整備

1 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あつ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、幹旋等の連絡系統は図2.9.3に示すとおりである。

<図>食料品の調達等系統

→ 図2.9.1 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート

「米穀の買入販売基本要領」改正(H22.10.1)に伴う修正，記載順序を体系的に整理（農林水産部・近畿農政局）

正確な表現に修正（府民生活部）

所管を明確化，一般計画編との整合（府民生活部）

根拠を明確化（農林水産部・近畿農政局）

一般計画編との整合（府民生活部）

「米穀の買入販売基本要領」改正によりルートが整理され

〈図〉米穀の調達系統

図2.9.1(1) 救助法非適用の場合の調達ルート

(a) 販売事業者からの調達

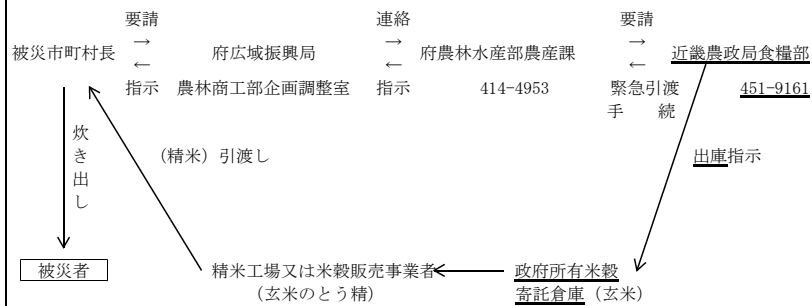
図(略)

(b) 政府米の調達

図(略)

図2.9.1(2) 救助法適用時の緊急引渡ルート

(a) 市町村長が知事の指示を得られる場合



注 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする

(b) 被災地が孤立した場合

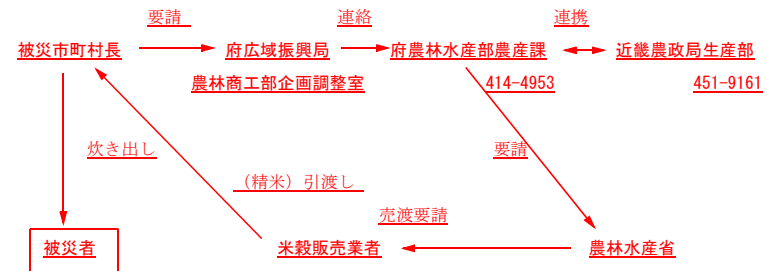
(図略)

〈図〉米穀の調達系統 (削除)

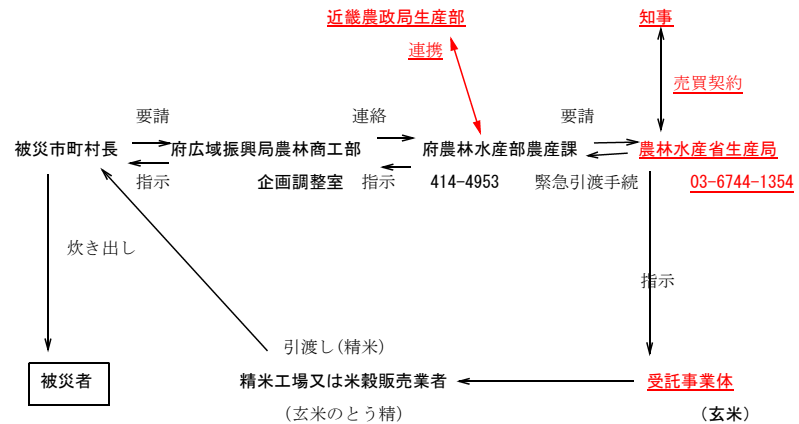
~~図2.9.1(1)~~ (削除)

図2.9.2 米穀の緊急引渡ルート

(a) 販売事業者からの調達



(b) 政府所有米穀の調達



※ 国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。

注 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

~~(b)~~ (削除)

たため (農林水産部・近畿農政局)

「米穀の買入販売基本要領」改正によりルートが整理されたため (農林水産部・近畿農政局)

「米穀の買入販売基本要領」改正によりルートが整理されたため (農林水産部・近畿農政局)

「米穀の買入販売基本要領」

(図 略)

<図>食料品の調達等系統

図2.9.2 その他応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
(図 略)

151 <図>図2.9.4 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統

第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る
対策計画

153 第1節 計画の方針

震災発生時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。(略)

第2節 計画の内容

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

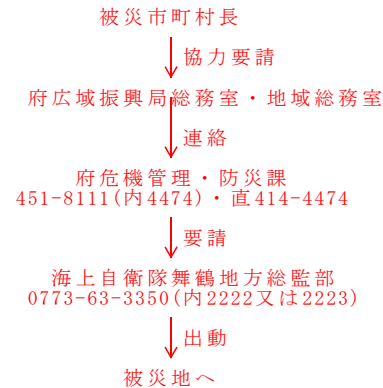
府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

1 府における支援体制の整備

府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府保健所、府広域振興局、府精神保健福祉総合センター、府児童相談所など関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

<図>食料品の調達等系統 (削除)

<図>図2.9.4 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統
(要請先に海上自衛隊舞鶴地方総監部を追加)



第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る
対策計画

第1節 計画の方針

震災発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。(略)

第2節 計画の内容

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

1 府における支援体制の整備

府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センターなど関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について

改正によりルートが整理されたため（農林水産部・近畿農政局）

状況に応じて海上自衛隊部隊による炊き出し支援が可能（海上自衛隊舞鶴）

妊婦への配慮が必要であるため（健康福祉部）
語句修正（健康福祉部）

関係機関の追加、並べ替え（健康福祉部）

	<p>2～3（略）</p> <p>第3 要配慮者<u>マップ</u>の作成 市町村は、要配慮者をあらかじめ把握し、要配慮者<u>マップ</u>を作成する。</p> <p>府は、市町村に対し情報提供を行うなど、必要な協力・支援を行う。</p> <p>第4 要配慮者の安全確保のために 1～2（略） 3 市町村は、地域住民等の協力も<u>得て</u>要配慮者を含めた防災訓練を実施する。</p> <p>第5 要配慮者の生活確保のために 1（略） 2 府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急<u>受入れ</u>が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の<u>受け入れ</u>体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。 3 市町村は、避難所のユニバーサルデザイン化や介助に必要な人員の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。</p>		
154	<p>第12章 文化財災害予防計画</p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に<u>586</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>549</u>棟のうち、未設置のものは<u>8</u>棟である。(略) 一方、府指定・登録文化財建造物は<u>416</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>277</u>棟のうち約<u>87</u>%に設置されているが、登録建造物では約<u>51</u>%である。(略)</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） 府内における国指定文化財の所有者は<u>412</u>社寺等(国有・公有は除く。)である。(略) なお、有形民俗文化財の国指定は府内に<u>3</u>件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。 また、府指定・登録文化財は、現在<u>165</u>所有者、<u>229</u>件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが<u>57</u>件(一部寄託4件</p>	<p>て定める。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第3 要配慮者<u>避難支援プラン</u>の作成 市町村は、要配慮者<u>に関する</u>情報をあらかじめ把握し、要配慮者<u>名簿</u>を作成・<u>管理・共有するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランの策定に努める。</u> 府は、市町村に対し情報提供を行うなど、必要な協力・支援を行う。</p> <p>第4 要配慮者の安全確保のために 1～2（略） 3 市町村は、地域住民等の協力<u>を</u>得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。</p> <p>第5 要配慮者の生活確保のために 1（略） 2 府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急<u>受入</u>が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の<u>受入</u>体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。 3 市町村は、避難所のユニバーサルデザイン化や<u>要配慮者の避難スペース及び</u>介助に必要な人員の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。</p>	<p>対策に係る記述を強化充実(健康福祉部)</p> <p>語句修正(健康福祉部)</p> <p>語句修正(健康福祉部)</p> <p>記述内容の強化充実(健康福祉部)</p> <p>時点(H23.10.1現在)修正(教育庁)</p>
147			

	<p>を含む。)、これ以外の172件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは48件ある。残る124件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は131件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は59件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p> <p>第5 文化的景観</p> <p>府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は5件選定されている。</p>	<p>を含む。)、これ以外の188件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る138件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は132件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p> <p>第5 文化的景観</p> <p>府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は8件選定されている。</p>	
157	<p>第3節 計画の内容</p> <p>第7 補助金及び融資</p> <p>1 補助金</p> <p>府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。</p> <p>補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。</p> <p>2 融資</p> <p>財団法人 京都府文化財団の行う融資制度 長期 10年償還 低利(年利2.2%) 融資対象は補助事業と同じ</p>	<p>第3節 計画の内容</p> <p>第7 補助金及び融資</p> <p>1 補助金</p> <p>府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。</p> <p>補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。</p> <p><u>また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。</u></p> <p>2 融資</p> <p>財団法人 京都文化財団の行う融資制度 長期 10年償還 低利(年利1.2%) 融資対象は補助事業に準ずる</p>	<p>「文化財を守り伝える京都府基金」について追記(文化環境部)</p> <p>実態に即した内容に修正(文化環境部)</p>
160	<p>第13章 防災訓練に関する計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>(項目追加)</p>	<p>第13章 防災訓練に関する計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p><u>第3 複合災害を想定した訓練</u></p> <p><u>地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。</u></p>	<p>複合災害となった東日本大震災をうけて追記(危機管理防災課)</p>
165	<p>第14章 府民の防災活動の促進</p> <p>第2節 自主防災組織の整備と指導</p> <p>第3 事業所等における取組</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業継続計画</p> <p>企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り</p>	<p>第14章 府民の防災活動の促進</p> <p>第2節 自主防災組織の整備と指導</p> <p>第3 事業所等における取組</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業継続計画</p> <p>企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り</p>	

	<p>短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定し、継続的に改善するよう<u>努める</u>。なお、策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。</p>	<p>短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・<u>運用</u>し、継続的に改善するよう<u>努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める</u>。</p> <p>なお、「<u>事業継続計画</u>」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。</p> <p><u>さらに、京都経済全体の事業継続計画の検討を進める</u>。</p>	<p>防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理防災課）</p>
165	<p>第3節 学校における防災教育</p> <p>各学校においては、地震・防災に関する指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な<u>安全教育</u>や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。</p>	<p>第3節 学校における防災教育</p> <p>各学校においては、地震・防災に関する<u>学習</u>と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な<u>基礎的・基本的事項を理解させるとともに</u>自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。</p>	<p>記載内容の詳細化（教育庁）</p>
166	<p>第15章 ボランティアの登録・支援等計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>2 一般ボランティアの活動環境整備</p> <p>京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、<u>通常時</u>から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等に必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>第15章 ボランティアの登録・支援等計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>2 一般ボランティアの活動環境整備</p> <p>京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、<u>平常時</u>から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等に必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>語句修正（健康福祉部）</p>
新設	<p>(章追加)</p>	<p>第16章 行政機能維持対策計画</p> <p>第1節 業務継続性の確保</p> <p><u>府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</u></p> <p>第2節 防災中枢機能等の確保、充実</p>	<p>防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理防災課）</p>

209

第16章 広域応援体制の整備

第2節 計画の内容

第1 他府県との広域応援体制の整備

「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。(資料編3参照)

第16章～第17章 (略)

(章追加)

新設

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第3節 各種データの整備保全

府、市町村は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第17章 広域応援体制の整備

第2節 計画の内容

第1 他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

第17章～第18章 (略)

第19章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

第2節 計画の内容

第1 基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、

章番号繰下げ

関西防災・減災プラン策定のため（危機管理防災課）

章番号繰下げ

<新規>観光客保護・帰宅困難者に対応するため（危機管理防災課）

代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

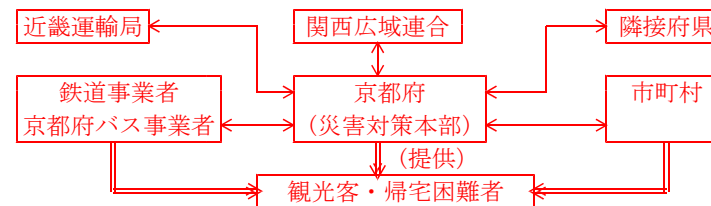
発災直後、府や市町村の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第3 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図



第4 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」(関西広域連合)を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

第5 事業所等への要請

- 1 府は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- 2 事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

第6 観光客への支援の検討

- 1 府は市町村と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、

新設 (章追加)

- 災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。
- 2 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。
 - また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討する。

第20章 広域防災活動拠点計画

第1節 広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域防災活動拠点の機能]

- ①防災関係機関等の活動拠点機能
- ②ヘリポート機能
- ③現地調整本部機能
- ④物資等の集積・集配機能
- ⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第2節 広域防災活動拠点とする施設

第1 施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替性の確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

(広域防災活動拠点施設)

地域	施設名	所在地	面積
北部	京都舞鶴港	舞鶴市	48.4ha
中部	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代110-7	52.7ha
南部(中核)	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1	92.3ha

※京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第3節 広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制の確立する。

第1 開設、連絡調整

<新規>広域防災活動拠点整備のため(危機管理防災課)

		<p><u>1 府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受け入れ体制を整える。</u> <u>また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。</u></p> <p><u>2 府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。</u></p> <p><u>第2 資機材・設備等の準備</u> <u>府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。</u></p> <p><u>第3 訓練の実施</u> <u>府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。</u></p>	
<p>174</p> <p>175</p> <p>190</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）</p> <p>第2節 防災関係機関の初動体制</p> <p><表>表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等</p> <p>表中 防災関係機関</p> <p>大阪管区气象台</p> <p><u>京都地方气象台</u></p> <p><u>舞鶴海洋气象台</u></p> <p>表中 大阪管区气象台の計画、規定等</p> <p>○<u>担当津波予報区に対する津波予報伝達方法の細目</u></p> <p>○<u>京都地方气象台非常災害対策措置要領 [資料編3-9]</u></p> <p>○<u>地震、津波緊急作業実施要領</u></p> <p>表中 東海旅客鉄道株式会社（関西支社）の計画、規程等</p> <p>○<u>運転事故及び災害応急処理取扱細則</u></p> <p>○<u>新幹線運転事故及び災害応急処理取扱基準</u></p> <p>(節追加)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）</p> <p>第2節 防災関係機関の初動体制</p> <p><表>表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等</p> <p>表中 防災関係機関</p> <p>大阪管区气象台</p> <p><u>京都地方气象台</u></p> <p>表中 大阪管区气象台の計画、規定等</p> <p>○<u>津波警報事項等の通知方法の細目</u></p> <p>○<u>大阪管区气象台気象官署地震津波緊急作業措置要領</u></p> <p>○<u>京都地方气象台地震津波緊急作業実施要領</u></p> <p>表中 東海旅客鉄道株式会社（関西支社）の計画、規程等</p> <p>○<u>防災業務実施計画</u></p> <p>○<u>新幹線運転事故及び災害応急処理取扱基準</u></p> <p>第4節 複合災害時の対応</p> <p><u>地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。</u> <u>原子力発電所事故の対応グループは、文化環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="text-align: center;">本部長：知事</p> </div>	<p>実態に即した内容に整理(京都地方气象台)</p> <p>時点修正(京都地方气象台)</p> <p>内容見直し (JR東海)</p> <p>複合災害となった東日本大震災を踏まえ追記 (危機管理防災課)</p>

191

第4節～第5節 (略)

第6節 広域応援協力計画

第2 他の都道府県に対する応援要請

1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

2～3 (略)

第4 広域的応援体制

1～3 (略)

第7節～第9節 (略)

第2章 通信情報連絡活動計画

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第3 責務

1 (略)

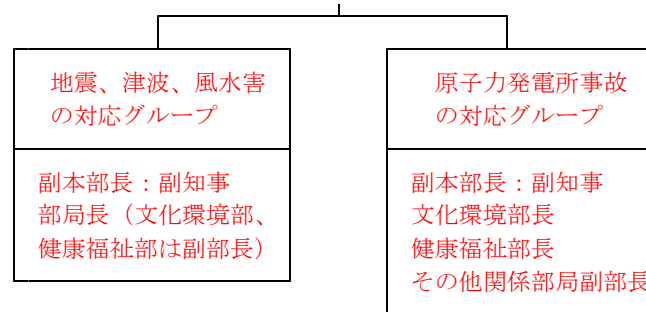
2 府

(1) 情報の収集

ア (略)

イ 現地調査班の派遣

206



第5節～第6節 (略)

第7節 広域応援協力計画

第2 他の都道府県に対する応援要請

1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。

2～3 (略)

第4 広域的応援体制

1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。

2～4 (略)

第5 職員の派遣

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

第8節～第10節 (略)

第2章 通信情報連絡活動計画

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第3 責務

1 (略)

2 府

(1) 情報の収集

ア (略)

イ 現地調査班の派遣

節番号の繰上げ

全国知事会等の調整を追加
(職員長G)

応援体制の整備について記載
を追加 (職員長G)

東日本大震災での実績を反映
し、職員の派遣について追加
(職員長G)

節番号繰上げ

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、すみやかに職員を応援又は派遣して調査するものとする。

- ウ (略)
- (2) (略)
- 3 (略)

第3章 津波災害応急対策計画

第2節 計画の内容

第1 沿岸市町

1 沿岸市町は、「震度4程度以上」の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、「津波による被害がない」旨の情報が発表されるまで、安全な場所で海面状態を監視し、津波等の異常を発見した場合、情報連絡と沿岸住民への周知に努める。また、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

2～3 (略)

4 (略)

第2 府

府は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに、潮位の変化等の情報収集活動を開始する。

また、府に津波注意報、又は津波警報が発表されたときは、第3編第1章「府の活動体制」に定めるところにより、災害応急対策に当たる。

第3 (略)

第4 第八管区海上保安本部

第八管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に挙げる措置をとる。

1 津波予報によるほか、「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに無線放送又は巡視船艇による巡回等により、船舶に対し、津波予報等を伝達

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、すみやかに職員を応援又は派遣して調査するものとする。

また、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、職員を派遣して被害情報等を把握する。

- ウ (略)
- (2) (略)
- 3 (略)

第3章 津波災害応急対策計画

第2節 計画の内容

第1 沿岸市町

1 沿岸市町は、「震度4程度以上」の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、「津波による被害がない」旨の情報が発表されるまで、安全な場所で海面状態を監視し、津波等の異常を発見した場合、情報連絡と沿岸住民への周知に努める。また、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう速やかかつ的確に勧告・指示するものとする。

2～3 (略)

4 予想津波到達時間も考慮した水門等の閉鎖や災害時要配慮者の避難支援を行う。

5 (略)

第2 府

府は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに、潮位の変化等の情報収集活動を開始する。

また、府に津波注意報、又は津波警報が発表されたときは、市町村、関係機関等へ連絡し、第3編第1章「府の活動体制」に定めるところにより、災害応急対策に当たる。

第3 (略)

第4 第八管区海上保安本部

第八管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して異動を命ずる等の規制を行う。

また、港内等船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に

府職員派遣による被害情報把握を追記（危機管理防災課）

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理防災課）

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理防災課）

番号繰下げ

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理防災課）

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（第八管区海上保安本部）

する。

2 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中に船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

3 港内等船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

第4章 自衛隊災害派遣計画

第4節 災害派遣部隊等の活動

第4 災害発生後の活動

1～9 (略)

219 10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11～12 (略)

220 第5節 災害派遣要請手続

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。

2 (略)

第4 災害派遣要請等のあて先

1 知事が要請する場合（第1の場合）

陸上自衛隊第7普通科連隊長

自衛隊緊急要請窓口

所在地 福知山市宇天田堀

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回線	Fax0773 (22) 4141 (内線269)	Fax0773 (22) 4141 (内線269)

応じて船舶交通の整理、指導を行う。

第4章 自衛隊災害派遣計画

第4節 災害派遣部隊等の活動

第4 災害発生後の活動

1～9 (略)

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管」に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11～12 (略)

第5節 災害派遣要請手続

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。

市町村長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市町村長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

2 (略)

第4 災害派遣要請等のあて先

1 知事が要請する場合（第1の場合）

陸上自衛隊第7普通科連隊長

自衛隊緊急要請窓口

所在地 福知山市宇天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回線	Fax0773 (22) 4141 (内線299)	Fax0773 (22) 4141 (内線299)

省令改正による（海上自衛隊 舞鶴）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による災害対策基本法の一部改正による（危機管理防災課）

内線番号変更（陸上自衛隊7 連）

衛星通信系防災 情報提供システム	(略)	(略)
---------------------	-----	-----

- 2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合(第2の2の場合)
市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。
- (1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長
所在地 福知山市字天田堀
電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T回線	Fax0773(22)4141(内線269)	Fax0773(22)4141(内線269)
衛星通信系防災 情報提供システム	(略)	(略)

- (2) 陸上自衛隊第4施設団長
電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
衛星通信系防災 情報提供システム	(略)	(略)

- (3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部
電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
衛星通信系防災 情報提供システム	(略)	(略)

226 第5章 被災者救出計画

府健康福祉部
府警察本部
第八管区海上保安本部
日本赤十字社京都支部

衛星通信系防災 情報システム	(略)	(略)
-------------------	-----	-----

- 2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合(第2の場合)
市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。
- (1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長
所在地 福知山市字天田無番地
電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T回線	Fax0773(22)4141(内線299)	Fax0773(22)4141(内線299)
衛星通信系防災 情報システム	(略)	(略)

- (2) 陸上自衛隊第4施設団長
電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
衛星通信系防災 情報システム	(略)	(略)

- (3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部
電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
衛星通信系防災 情報システム	(略)	(略)

第5章 救出救護計画

府健康福祉部
府府民生活部
府警察本部
第八管区海上保安本部
日本赤十字社京都支部
陸上自衛隊第3師団

語句修正(危機管理防災課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による災害対策基本法の一部改正(危機管理防災課)

内線番号変更(陸上自衛隊7連)

語句修正(危機管理防災課)

語句修正(危機管理防災課)

語句修正(危機管理防災課)

救助・救急・医療を表す記述に変更(府警察本部)

第1節 計画の方針

地震災害時における被災者の救出は緊急を要し、かつ、特殊技術や器具等を必要とする場合もあり、市町村独自の設備・機能のみで十分な作業を期待できないこともあるので、関係機関、団体等と緊密な連絡をとり、迅速に救出活動を実施する対策について定める。

第2節 被災者救出計画

第1 救出対象

- 1 地震災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
 - (1) 火災時に火中にとり残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (3) 流失家屋及び孤立地点にとり残された場合
 - (4) 山津波あるいはなだれにより生埋めになった場合
 - (5) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
 - (6) 列(電)車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- 2 (略)

第2 救出の方法

被災地域の状況、生命身体が危険な状態に置かれている状況等によって救出の方法は異なるが、関係機関が所有する設備、救助技術、救出要員の全能力を発揮してその活動を実施する。

さらに、救出を要する状態を発見した場合は、直ちに他の関係機関とも連絡を密にして、すみやかに救出作業を行う。

陸上自衛隊第7普通科連隊
陸上自衛隊第4施設団
海上自衛隊舞鶴地方総監部

第1節 計画の基本方針

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、府及び市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム(DMAT)等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

第2節 計画の内容

第1 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 (略)

第2 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3 活動拠点の確保

- 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。
- 2 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第4 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、

関係機関の明記等(府警察本部)

対象の明確化、救出救護の対象は多岐にわたるため限定的な記述を削除(府警察本部)

東日本大震災の教訓を踏まえた記述(府警察本部)
・関係機関の緊密な連携を明記
・活動拠点の確保、資機材等の調達等を追加

	<p><u>救出救護のための資機材を確保するものとする。</u></p> <p><u>第5 活動の調整</u></p> <p><u>1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。</u></p> <p><u>2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。</u></p> <p><u>第6 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>第7 災害救助法による救出の基準</u></p> <p><u>「資料編3-18」に示すとおり</u></p>	<p>災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）</p>
227	<p><u>第3 災害救助法による救出の基準</u></p> <p><u>1 費用の限度</u></p> <p><u>舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</u></p> <p><u>2 救出の期限</u></p> <p><u>災害発生の日から3日以内</u></p> <p><u>第4 市町村地域防災計画で定める事項</u></p> <p><u>地震災害のため、管内で生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する救出、保護又は捜索するための計画を定めるものとする。</u></p> <p><u>1 救出の方法</u></p> <p><u>救出活動は、管内の消防機関が主体となり、救出班を編成するとともに、救出に必要な車両、舟艇その他の器材を整備しておく。</u></p> <p><u>2 関係機関への要請</u></p> <p><u>消防機関のみでは救出困難な場合、府・警察・隣接市町村等に協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣要請も考慮しておく。</u></p>	<p>表記内容の整理(府警察本部)</p> <p>府地域防災計画と同様に定める必要があるため(府警察本部)</p>
230	<p><u>第3節 市町村地域防災計画で定める事項</u></p> <p><u>地震災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。</u></p> <p><u>1 救出救護の方法</u></p> <p><u>2 活動拠点の確保</u></p> <p><u>3 資機材等の調達等</u></p> <p><u>4 活動の調整</u></p> <p><u>5 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>第4節～第5節 (略)</u></p> <p><u>第6章 医療助産計画</u></p> <p><u>第3節 計画の方法及び内容</u></p> <p><u>第2 救護班の編成</u></p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 (略) 後送医療機関については、基幹災害医療センター及び地域災害医療センターが公立・公的病院、国立病院機構病院、京都大学医学部付属病院、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。</u></p>	<p>節番号繰下げ</p> <p>語句修正（健康福祉部）</p>

3 (略)

4 公立・公的病院、国立病院機構病院、京都大学医学部付属病院（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

5～6 (略)

第9 災害救助法による医療基準

1 対象

災害のため医療の途を失った者とする。

2 医療範囲

(1) 診察

(2) 薬剤の投与又は治療材料の支給

(3) 処置、手術、その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

3 費用の限度

(1) 救護班：使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費

(2) 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内

(3) 施術者

ア あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内

イ はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内

4 期間

災害発生の日から14日以内とする。

第10 災害救助法による助産基準

1 対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者とする。

2 助産範囲

(1) 分べん介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3 費用の限度

(1) 救護班：使用した衛生材料の実費

(2) 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費

(3) 助産師：慣行料金の8割以内

4 期間

分べんした日から7日以内とする。

3 (略)

4 公立・公的病院、国立病院機構病院、京都大学医学部附属病院（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

5～6 (略)

第9 災害救助法による医療基準

「資料編3-18」に示すとおり。

第10 災害救助法による助産基準

「資料編3-18」に示すとおり。

語句修正（健康福祉部）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

232	<p>図3.6.2 市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統 (連絡系統図 略)</p>	<p>図3.6.2 市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統 <u>一般計画編第3編第13章第3節に定めるとおり</u></p>	<p>一般計画編へ統合（健康福祉部）</p>
233	<p>第7章 消防活動計画 第2 計画の内容 1～3（略）</p>	<p>第7章 消防活動計画 第2 計画の内容 1～3（略） <u>4 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u> <u>また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理・防災課）</p>
239 ～242	<p>第8章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用基準 第1 災害救助法の適用基準 災害救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。 1 市町村の区域（京都市にあつては市及び区の区域。以下この章において同じ。）内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。 表3.8.1(1) 市町村人口と滅失世帯数（表 略） 表3.8.1(2) 市町村人口と滅失世帯数（表 略） 2 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であつて、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記1の滅失世帯数の半数以上であること。 3 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上あつて、市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したものであること。 (例) (略) 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。 (例) (略) 第2節 被災世帯の算定基準 第1 住家の滅失の算定 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。 2 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす。</p>	<p>第8章 災害救助法の適用計画 <u>一般計画編第3編第5章に定めるとおり</u></p>	<p>一般計画編へ統合（健康福祉部）</p>

3 住家が床上浸水又は土砂のたい積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす。

第2 住家の滅失等の認定

1 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

2 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

3 床上浸水

上記1、2に該当しない場合であつて浸水がその住家の床上に達した程度のも又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

4 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

(解釈) (略)

5 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) (略)

第3節 活動計画

第1 府・市町村

災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 市町村単位の被害状況の実態把握
- (2) 災害救助法の適用基準該当の有無判定
- (3) 災害救助の種類判定
- (4) 災害救助実施計画の策定
- (5) 救援救護活動

第2 市町村

1 災害に際し、市町村における災害が「本章第1節」の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第3 府

1 災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、厚生労働大臣あて報告する。

2 災害救助法を適用したときは、すみやかに告示する。

第4節 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

1 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

3 医療及び助産

4 災害にかかった者の救出

5 生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与

6 学用品の給与

7 埋葬

8 死体の搜索及び処理

9 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

10 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

11 住宅の応急修理

なお、京都市については、前号のほか次に掲げる救助に関し、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。

12 応急仮設住宅の供与

第5節 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準

第1 災害救助法による救助の方法、程度、期間等

〔「資料編3-18 救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕

第2 応急救助のための輸送費及び人夫費等

〔「資料編3-18 救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕

第9章 輸送計画

第5節 緊急通行車両の取扱い

第2 確認に関する手続

1 (略)

2 確認証明書の交付

第9章 輸送計画

第5節 緊急通行車両の取扱い

第2 確認に関する手続

1 (略)

2 確認証明書の交付

	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法施行規則別記様式第2の標章（別記第3号様式）に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。</p> <p>(3) 災害対策基本法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認証明書（別記第4号様式）に各所属別の確認番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。</p> <p>3 (略)</p>		
248	<p><様式>別記第1号様式（緊急通行車両等確認申請書） （様式 略）</p>	<p><様式>別記第1号様式（緊急通行車両等確認申請書） （様式 最新様式に差替え）</p>	誤記修正（府警察本部）
249	<p><様式>別記第2号様式（緊急通行車両等確認申請受理簿） （様式 略）</p>	<p><様式>別記第2号様式（緊急通行車両等確認申請受理簿） （様式 最新様式に差替え）</p>	誤記修正（府警察本部）
252	<p><様式>別記第5号様式（緊急通行車両等事前届出書） （様式 略）</p>	<p><様式>別記第1号様式（緊急通行車両等事前届出書） （様式 最新様式に差替え）</p>	様式変更（府警察本部）
253	<p>第6節 災害救助法による輸送基準</p> <p><u>第1 対象</u> 被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、死体の捜索、死体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に関する経費</p> <p><u>第2 費用の限度</u> 当該地域における通常の実費</p> <p><u>第3 期間</u> 当該救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>第6節 災害救助法による輸送基準 <u>「資料編3-18」に示すとおり</u></p>	災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）
254 ～255	<p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第2節 交通規制対策</p> <p>第1 関係機関の対策</p> <p>1 府警察本部等の対策</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 警察本部長は、「災害時における交通誘導業務及び警戒業務等の支援に関する協定」に基づく知事の支援要請があった場合は、<u>府警備業協会</u>に対して警備員の出動を要請し、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 阪神高速道路株式会社 災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合</p>	<p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第2節 交通規制対策</p> <p>第1 関係機関の対策</p> <p>1 府警察本部等の対策</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 警察本部長は、「災害時における交通誘導業務及び警戒業務等の支援に関する協定」に基づく知事の支援要請があった場合は、<u>社団 法人京都府警備業協会</u>に対して警備員の出動を要請し、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 阪神高速道路株式会社 災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合</p>	文言修正

は、京都事業部長はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.10阪神高速道路の規制要領に示す。

6 京都府道路公社

災害・異常気象等により京都縦貫自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.9京都府道路公社京都縦貫自動車道防災業務要領に示す。

256 第3節 標示及び航路標識の設置

第1 府警察本部の対策

- 1 法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置して行う。
- 2～3 (略)

256 第4節 交通情報の収集及び提供

257 第3 第八管区海上保安本部の対策

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて水路警報により周知する。

第5節 地震発生時における道路通行規制要領

261 <表>表3.10.4 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

(番号12を追加)

道路種別 一般国道

番号	路線名	担当 事務 所名	規制区間		⑩ 交通量 (台/12h)	規制基準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行止実績		指定 年度	備 考	
			自 至	町村字 町村字		延長 (km)	規制基準値(mm)						回数	延時間			
			上段：時間雨量 下段：連続雨量	通行注意			通行止										
12	312号	丹後	(宮津与謝道路) 宮津市宇喜多 ～宮津市宇須津		6.4	20 70	(連続110mmと組合せ)40 160	宮津天橋立IC 与謝天橋立IC	落石 土砂災害 路肩欠損	(府)綾部大江宮津線 (國)176号	電光式 3	12			H22	遮断装置 2箇所	

265 <表>表3.10.5 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 (表 略)

269 <表>表3.10.8 高速道路等の通行規制基準

道路名	規制内容	規制基準
-----	------	------

は、京都管理所長はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.10阪神高速道路の交通規制基準に示す。

6 京都府道路公社

災害・異常気象等により京都縦貫自動車道等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.9京都縦貫道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領に示す。

第3節 標示及び航路標識の設置

第1 府警察本部の対策

- 1 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置して行う。
- 2～3 (略)

第4節 交通情報の収集及び提供

第3 第八管区海上保安本部の対策

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて安全通報により周知する。

<表>表3.10.5 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(表 最新表に差替え)

<表>表3.10.8 高速道路等の通行規制基準

道路名	規制内容	規制基準
-----	------	------

組織名変更、表名変更 (阪神高速道路)

宮津与謝道路も含むため (京都府道路公社)
H23.10月要領改正のため (京都府道路公社)

文言修正

海上保安庁防災業務計画との整合 (第八管区海上保安本部)

時点修正 (建設交通部)

時点修正 (建設交通部)

		地震	降雨
舞鶴若狭自動車道			
三田～綾部	(略)	(略)	(略)
綾部～小浜西	(略)	(略)	(略)

270

<表>表3. 10. 9 京都府道路公社 京都縦貫自動車道 防災業務要領
交通規制基準

区分	通行規制	通行止め
綾部宮津道路 宮津天橋立IC～綾部JCT	(略)	(略)

注1 () 雨量は組合せ降雨量(連続雨量と時間雨量)

2 連続降雨量

- ①降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。
- ②雨量が3時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。

3 降雨量による点検、交通規制基準(表 略)

271

<表>表3. 10. 10 阪神高速道路の規制要領

		地震	降雨
舞鶴若狭自動車道			
三田～綾部	(略)	(略)	(略)
綾部～小浜西	(略)	(略)	(略)
小浜西～小浜	通行規制(50K)	計測震度4.0以上4.5未満	●連続雨量 70mm以上
	通行止	計測震度4.5以上	●連続雨量110mm以上

<表>表3. 10. 9 京都縦貫自動車道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領
交通規制基準

区分	通行規制	通行止め
<u>京都縦貫自動車道</u> 宮津天橋立IC～ <u>京丹波わちIC</u> <u>鳥取豊岡宮津自動車道</u> 宮津天橋立IC～ <u>与謝天橋立IC</u>	(略)	(略)

注1 () 雨量は組合せ降雨量(連続雨量と時間雨量)

組み合わせ雨量の連続雨量(110mm)時間雨量(40mm)とは、連続雨量が70mmに達した後、時間雨量40mmの降雨があり、連続雨量が110mmに達した状態をいう。

2 連続降雨量

- ①降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。
- ②雨量が3時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。
なお、途中時間雨量2mm以下の状態が6時間以上継続した場合は、連続雨量しない。

3 降雨量による点検、交通規制基準(表 略)

<表>表3. 10. 10 阪神高速道路の交通規制基準

時点修正(建設交通部)

H23. 10月要領改正のため(京都府道路公社)

基準表(名称含む)の変更(阪)

京都線

規制内容	通行規制基準	
	地震	降雨
通行規制	計測震度5弱の場合、減速指示	基準なし
通行止	計測震度5強以上	警察との協議

272 <図>別図-1 異常気象時通行規制区間位置図
(図 略)

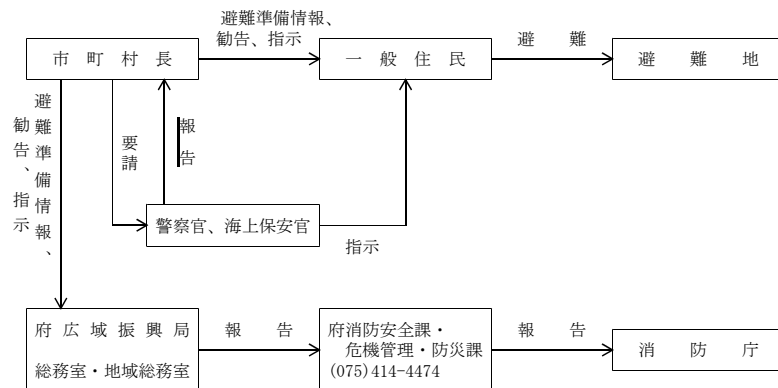
第11章 避難に関する計画

第1節 避難の勧告又は指示

第2 避難の勧告又は指示

275 1 市町村長の勧告又は指示

図3.11.1 避難の勧告・指示の連絡系統



277 第5節 避難所の開設等
第1 避難所の開設

京都線

発生事案	規制基準値	規制の内容	広報
強風	風速15m/s以上	注意表示	道路情報ラジオ放送 道路情報板の掲示 日本道路交通情報センターからのラジオ放送
	風速25m/s以上	通行禁止	
大雨	—	注意表示・その他必要な交通規制	同上
火災	—	状況により現場付近の交通規制又は通行禁止	同上
濃霧	視程300m以下	注意徐行表示	同上
	視程 50m以下	通行禁止	
地震	震度4	注意表示	同上
	震度5弱	減速表示・入路閉鎖	
	震度5強以上	通行禁止	

<図>別図-1 異常気象時通行規制区間位置図
(図 略) (最新位置図へ差替え)

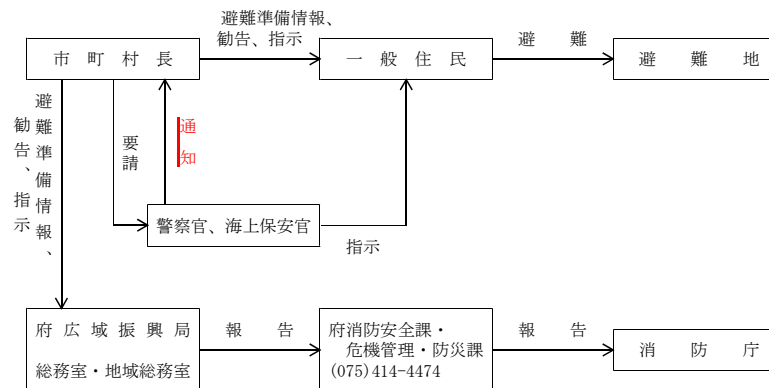
第11章 避難に関する計画

第1節 避難の勧告又は指示

第2 避難の勧告又は指示

1 市町村長の勧告又は指示

図3.11.1 避難の勧告・指示の連絡系統



第5節 避難所の開設等
第1 避難所の開設

神高速道路)

時点修正 (建設交通部)

災害対策基本法上の文言に修正 (府警察本部)

市町村長は災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定する。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2～第3（略）

市町村長は災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

また、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第2 避難所の運営管理

1 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。

2 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

3 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

4 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第3～第4（略）

第2の3で詳細記載（府民生活部・危機管理防災課）

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（府民生活部・危機管理防災課）

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（府民生活部・危機管理防災課）

番号繰下げ

<p>278 ~279</p>	<p>第6節 避難者健康対策 第5 精神保健対策の実施 2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策 (1)~(2) (略)</p>	<p>第6節 避難者健康対策 第5 精神保健対策の実施 2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策 (1)~(2) (略) <u>(3) 心のケアチームの派遣</u> <u>災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。</u></p> <p><u>第7節 広域避難収容</u> 府、市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。</p> <p><u>第8節 被災者への情報伝達活動</u> 被災者のニーズを充分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>	<p>防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映、東日本大震災において派遣を行ったため（健康福祉部）</p> <p>防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理・防災課）</p> <p>防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理・防災課）</p>
<p>279 ~280</p>	<p><u>第7節 駅、地下街における避難計画</u> 第1 発災時の応急体制の整備 災害が発生した場合に、府及び関係防災機関は、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。 1 (略) 2 府警察本部の活動体制 (1) 警備本部等の設置 <u>ア 初動体制の確立</u> <u>イ 関係機関との連携強化</u> <u>ウ 警察部隊の応援派遣要請</u> (2) 警察部隊の編成</p>	<p><u>第9節 駅、地下街における避難計画</u> 第1 発災時の応急体制の整備 災害が発生した場合に、府及び関係防災機関は、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。 1 (略) 2 府警察本部の活動体制 (1) 警備本部等の設置 <u>(2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連携強化</u> <u>(3) 被害情報等の収集</u> <u>(4) 避難誘導、救出・救助活動</u></p>	<p>節番号繰下げ</p> <p>記述内容の整理(府警察本部)</p>

新設

ア 警察本部で編成する部隊

- 一般部隊
- 交通部隊
- 特科部隊

イ 警察署で編成する部隊

警察本部に準じて部隊編成を行う。

3～5 (略)

(章追加)

3～5 (略)

第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府及び市町村等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

<新規>観光客保護・帰宅困難者に対応するため(危機管理防災課)

(大規模地震発生時の例)

	発災	1 h	2 4 h	7 2 h
想定される外出者の行動		○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留	○ 安全な場所を求めて移動	○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備 (情報の入手、飲料水等の調達) ○ 帰 宅
必要とされる対策		○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ	○ 滞留者を安全な場所へ誘導	○ 災害伝言ダイヤル等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションの開設 ○ 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入

第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 「むやみに移動を開始しない」ことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供

- 1 駅での情報提供
 - (1) 駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。
 - (2) 災害用伝言ダイヤル171や携帯電話による災害用伝言板サービ

ス等を利用した安否確認を推進する。

(3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

2 帰宅支援拠点等の提供

(1) 帰宅支援拠点は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。

(2) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、災害時要援護者(高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦)の受入を優先する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

1 水道水・トイレ等の提供

2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時収容を要請する。

第5 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページや京都府危機管理webを通じて、府民に提供する。 ○緊急速報エリアメールによる注意喚起 ○避難誘導・交通規制
市 町 村	○駅周辺の一時収容施設等の情報提供 ○避難施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合 ・隣接府県	○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線情報の提供 ○バスによる代替輸送手段の確保

第12章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第1節 食料供給計画

第3 給食に必要な米穀等の確保

1 災害時における米穀の調達

- (1) (略)
- (2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、近畿農政局長対して「米穀の買入・販売等に関する基本要領」(総合食料局長通知)に基づく要請を行う。
- (3) 近畿農政局長は、府内の米穀販売事業者の精米手持状況等を参酌の上、米穀販売事業者に対し知事又は知事の指定する者への売り渡しを要請するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を直接知事又は知事の指定する者に売り渡す。
- (4) 市町村長は、政府米の売渡しを受けた場合には、とう精機所有者(米穀販売事業者等)にとう精を依頼する。

2 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) (略)
- (2) 知事は、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」(総合食料局長通知)及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」(近畿農政局長・知事間協定)の定めるところにより政府米の引渡し(売渡し)を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対してその引取りを指示するものとする。
 なお、被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、前記「要領等」に基づき、近畿農政局長若しくは当該地区を管轄する地域課長政府米保管倉庫責任者に対して文書で要請を行うことにより、政府米の引渡しを受けることができる。この場合、市町村長は、引渡しを受けた米穀の日別及び倉庫別の種類、類別、等別及び数量を知事に報告しなければならない。

西日本電信電話株式会社	○災害用伝言ダイヤル(171)の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客保護・帰宅困難者向けの情報の提供(府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況)

第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第1節 食料供給計画

第3 給食に必要な食料の確保

1 食品の調達

知事は、市町村長からの要請があった場合、実費であつたものとする。
 また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に食品の調達を要請するものとする

2 災害時における米穀の調達

- (1) (略)
- (2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、「農林水産省防災業務計画」に基づき、近畿農政局長と連携し、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)に対し、米穀の供給支援を要請する。
- (3) 知事から要請を受けた生産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。

3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) (略)
- (2) 知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には「基本要領」の定めるところにより政府所有米穀の引渡し(売渡し)を生産局長に対して政府所有米穀の供給を要請する。
- (3) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。
ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。
イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有米穀売買契約書」を締結する。
ウ 知事又は知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者から、災害救助用米穀の引渡し(売渡し)を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

「米穀の買入販売基本要領」改正によりルートが整理されたため(農林水産部・近畿農政局)

「米穀の買入販売基本要領」改正(H22.10.1)に伴う修正(農林水産部・近畿農政局)

「米穀の買入販売基本要領」改正による(農林水産部・近畿農政局)

手続きの明確化(農林水産部近畿農政局)

<p>3 <u>その他の食品の調達</u> 知事は、市町村長からの要請があった場合、実費であつ旋するものとする。 また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に食品の調達を要請するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、生産局長に対して文書等で要請を行うことができる。この場合、市町村長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p>	
<p>283 第6 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準</p> <p><u>1 対象</u> 避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要がある者</p> <p><u>2 費用の限度</u> 救助法施行細則に定める額以内</p> <p><u>3 給与期間</u> 災害発生の日から7日以内 ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物支給</p>	<p>第6 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準 <u>「資料編3-18」に示すとおり。</u></p> <p>第7 家畜飼料の供給 (略) さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお一般民間業者保有飼料については、<u>社団法人京都府配給飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカー等と調整する。</u></p>	<p>災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）</p> <p>京都府飼料商業協同組合活動休止のため（農林水産部）</p>
<p>283 第7 家畜飼料の供給 (略) さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお一般民間業者保有飼料については、<u>京都府飼料商業協同組合を通じてあつ旋する。</u></p>	<p>第7 家畜飼料の供給 (略) さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお一般民間業者保有飼料については、<u>社団法人京都府配給飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカー等と調整する。</u></p>	<p>「米穀の買入販売基本要領」改正によりルートが整理されたため（農林水産部）</p>
<p>283 第8 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 政府米保管倉庫及び近畿農政局消費・安全部地域課との連絡体制</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>第2節 給水計画 第2 計画内容</p> <p>285 1 実施責任者 飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、<u>隣接市町村に協力を得て実施する</u></p>	<p>第8 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>第2節 給水計画 第2 計画内容</p> <p>1 実施責任者 飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、<u>応援協定締結先の市町村等の協力</u></p>	<p>東日本大震災を踏まえ、関係</p>

286

ものとし、災害救助法を適応した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い広域的な見地からその確保に努める。

7 災害救助法による飲料水の供給基準

(1) 対象

地震災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

(2) 費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

(3) 供給機関

災害発生の日から7日以内

第3節 生活必需品等供給計画

第5 物資の調達方法

1～2 (略)

3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。

現在備蓄倉庫の設置は次のとおりである。

- 京都市 京都倉庫（京都市上京区西洞院通仲立売下ル菊屋町）
 - 亀岡市 亀岡倉庫（亀岡市荒塚町府亀岡総合庁舎内）
 - 京田辺市 田辺倉庫（京田辺市興戸）
 - 福知山市 福知山倉庫（福知山市篠尾府福知山総合庁舎内）
 - 宮津市 宮津倉庫（宮津市宇吉原府宮津総合庁舎内）
- （備蓄物資の品目、数量は省略）

4～5 (略)

290

第7 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

1 対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失し又は破損し、ただちに日常生活を営むことが困難となった者とする。

2 品目

- 1) 被服及び寝具
- 2) 日用品等
- 3) 食器等
- 4) 光熱材料

3 費用の限度

を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

7 災害救助法による飲料水の供給基準

「資料編3-18」に示すとおり

ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第3節 生活必需品等供給計画

第5 物資の調達方法

1～2 (略)

3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。

現在備蓄倉庫の設置は、一般計画編第2編第19章第3節で定めるとおり。

4～5 (略)

第7 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

1 対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間

「資料編3-18」に示すとおり

機関との連携に関する記述を追加（文化環境部）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）
東日本大震災での状況を踏まえ、基準以上の日数対応を追記（文化環境部）

一般計画編へ統合（健康福祉部）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

	<p>救助法施行細則に定める基準による。</p> <p>4 給（貸）与期間 災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>5 物資配分要領 (略)</p>	
292	<p>第13章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>震災時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。（後略）</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 震災発生時の要配慮者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される地震が発生した場合、市町村は府との連携のもとに、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、地域の要配慮者マップに基づき要配慮者の各戸を訪問することにより、要配慮者の状況を確認する。 また、避難所の調査を実施し、要配慮者の所在確認を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 乳幼児等に係る対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。 要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。 市町村は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(項目追加)</p>	<p>番号繰上げ</p> <p>妊婦に配慮する必要があるため（健康福祉部）</p> <p>記述内容の強化充実（保健福祉部）</p> <p>実施主体ごとに記述を整理（健康福祉部）</p> <p>妊婦を要配慮者に加え、必要な対策を記載（健康福祉部）</p>
	<p>2 物資配分要領 (略)</p>	
	<p>第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>震災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。（後略）</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 震災発生時の要配慮者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される地震が発生した場合、市町村は府との連携のもとに、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、地域の要配慮者名簿に基づき各戸を訪問することにより、要配慮者の安否確認を行う。 また、避難所の調査を実施し、要配慮者の所在確認を行う</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 乳幼児等に係る対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。 要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。 児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6 妊婦に係る対策</p> <p>1 市町村は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。</p> <p>2 市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。</p> <p>3 妊婦に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第11章第6節の避難者健康対策により対策を講じる。</p>	

	<p>第6 外国人に係る対策 (項目追加)</p> <p>1～2 (略) (項目追加)</p> <p>第14章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第1節 防疫及び保健衛生計画 第2 防疫活動 1 (略) 2 市町村が実施する対策 (1) 消毒等の実施 衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。</p> <p>災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。 (2)～(3) (略)</p> <p>第5 家畜伝染病の予防 地震災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所(4か所)を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定の実施については、<u>中央家畜保健衛生所</u>が実施する。</p> <p>第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画(府健康福祉部) 第2 遺体の捜索 3 災害救助法による基準 (1) 対象 <u>死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に救助法が適用されていれば救助の対象とする。</u> (2) 費用の限度及び期間</p>	<p><u>4 助産を実施する場合は、第3編第6章の医療助産計画により対策を講じる。</u></p> <p>第7 外国人に係る対策 <u>1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。</u> 2～3 (略) <u>4 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。</u></p> <p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第1節 防疫及び保健衛生計画 第2 防疫活動 1 (略) 2 市町村が実施する対策 (1) 消毒等の実施 衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。<u>津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動を行う。</u> 災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。 (2)～(3) (略)</p> <p>第5 家畜伝染病の予防 地震災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所(4か所)を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定の実施については、<u>中丹家畜保健衛生所</u>が実施する。</p> <p>第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画(府健康福祉部) 第2 遺体の捜索 3 災害救助法による基準 <u>「資料編3-18」に示すとおり</u></p>	<p>京都府外国籍府民共生施策懇談会報告を踏まえ追記(知事室長G) 番号繰下げ 京都府外国籍府民共生施策懇談会報告を踏まえ追記(知事室長G)</p> <p>防災基本計画の見直し(H23.12.27)を反映(危機管理防災課)</p> <p>家畜保健衛生所再編のため(農林水産部)</p> <p>災害救助法の適用区分については資料編に集約(健康福祉部)</p>
294			
295			
297			

297 舟艇その他捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
また、捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
 第3 遺体の処理
 1 (略)
 2 処理の内容
 (2) 遺体の一時安置
 ア～イ (略)
 ウ 安置場所 市町村は、あらかじめ体育館、運動場、講演等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。

300 **第15章 警備に関する計画** (府警察本部 第八管区海上保安本部)
 第1節 計画の方針
地震災害発生時において、災害対策関係機関と緊密に連絡し、府警察本部及び海上保安部の組織力と装備資材を最高度に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、陸上・海上交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により、災害地の治安維持に当たる。
 第2節 発災時の警備措置
 第1 府警察本部における警備計画
 1 警備体制
 (1) 災害警備本部
災害応急対策を実施するため、府内において震度5強以上の地震が発生したとき及び府内において地震による大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに府警本部を開設する。
 (2) 署警備本部
府警本部に準じて署警備本部を開設する。
 (3) 警察部隊の編成
 ア 大震災警備部隊
(7) 府警本部要員を除く警察本部員及び被災地を管轄する警察署以外の警察署員をもって次のとおり編成する。
 A 警察本部で編成する部隊
 a 一般部隊
 b 交通部隊

第3 遺体の処理
 1 (略)
 2 処理の内容
 (2) 遺体の一時安置
 ア～イ (略)
 ウ 安置場所 市町村は、あらかじめ体育館、運動場、講演等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。
なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。
また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

第16章 災害警備に関する計画 (府警察本部)
 第1節 警察の警備計画
 第1 災害警備の基本方針
災害警備活動は、国、府、市町村、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。
 第2 災害警備活動の概要
 1 住民等の避難誘導を行う。
 2 被災者の救出救助を行う。
 3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
 4 行方不明者の捜索を行う。
 5 遺体の検視、見分及びその身元確認を行う。
 6 遺族への対応を行う。
 7 被災地及び避難所等に対する警戒活動を行う。
 8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
 9 住民等への広報を行う。
 10 その他必要な警察活動を行う。

東日本大震災時の教訓による(府警察本部)
 章番号繰下げ
 記述内容の整理(府警察本部)
 多岐にわたる活動を表す内容へ変更(府警察本部)

c 特科部隊

B 警察署で編成する部隊

警察本部に準じて部隊編成を行う。

イ 警察署部隊等

(7) 被災地を管轄する警察署

署警備本部要員を除く警察本部をもって、大震災警備部隊に準じて部隊編成を行う。

(4) 被災地を管轄する警察署以外の警察署

大震災警備部隊への差出しに備えるとともに、一般要員を確保する。

ウ 援助部隊

広域緊急援助隊員及び他府県応援部隊をもって、援助部隊を編成する。

2 警備措置と活動

警備本部及び各署は、府内において震度5強以上の地震が発生したとき及び府内において地震による大規模な災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、必要な措置及び活動を行う。

なお、警備活動の連絡系統は図3.15.1のとおりとする。

警察措置

警察においては第2編及び第3編各章に定める警備装置のほか次のとおり活動する。

- (1) 被害の実態把握
- (2) 被災者の救出救助及び行方不明の搜索
- (3) 被災住民の避難誘導
- (4) 被災地及びその周辺の交通規制
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 死体の検視及び身元の確認
- (7) 被災地及び避難場所の警戒警備
- (8) 被災地における犯罪の予防検挙
- (9) 津波対策
- (10) 大震災に関する広報

第2 第八管区海上保安本部による警備活動

大地震が発生し、海上災害に及ぶ場合は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇を災害発生の所要の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 巡視船艇により警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第3 災害警備活動連絡系統

警備活動の連絡系統は図3.15.1のとおりとする。

(削除)

第27章社会秩序の維持に関する計画へ移動（第八管区海上保安本部）

303 **第16章 施設の応急対策に関する計画**
(節追加)

第1節 鉄道施設応急対策計画

第2 地震発生時の列車の措置

1 (略)

2 東海旅客鉄道株式会社
新幹線では、鉄道沿線に設置している表示用地震計(感震器)及びユレダス(地震動早期検知警報システム)により、変電所及び電区分所のしゃ断器を自動しゃ断して架線を停電させ、列車を安全に停止させる。(略)
なお、安全確認は地震強度により4段階(甲・乙・丙・丁)の方法で行う。(略)

3 (略)

307 第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画

1 事故対策本部及び事故復旧本部の設置
災害が発生したときは、事業本部に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を下記により設置する。(略)

2 (略)

308 第6 近畿日本鉄道株式会社の計画

1 災害対策基本方針
災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたり、旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

2 災害応急対策

(1) 異例事態対策本部等の設置
災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規程」・「災害救助規程」により、本社に異常事態対策本部または非常支部、輸送統括部に非常支部を設置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。

(2)～(3) (略)

311 **第2節 公共土木施設応急対策計画**

第3 道路及び橋梁
道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送

第17章 施設の応急対策に関する計画

第1節 総則
被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止を図る。また、地域経済・雇用対策の観点から優先的復旧について検討するよう努める。

第2節 鉄道施設応急対策計画

第2 地震発生時の列車の措置

1 (略)

2 東海旅客鉄道株式会社
新幹線では、鉄道沿線に設置している沿線地震計及びテラス(東海道新幹線早期地震警報システム)により、変電所及び電区分所のしゃ断器を自動しゃ断して架線を停電させ、列車を安全に停止させる。(略)
なお、安全確認は地震強度により5段階で行う。(略)

3 (略)

307 第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画

1 事故対策本部及び事故復旧本部の設置
災害が発生したときは、運行本部に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を下記により設置する。(略)

2 (略)

308 第6 近畿日本鉄道株式会社の計画

1 災害対策基本方針
災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。

2 災害応急対策

(1) 異例事態対策本部等の設置
災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規程」・「災害救助規程」に基づき、必要により本社に異常事態対策本部または非常支部、輸送統括部に現地対策本部または非常支部、現地に復旧本部を設置して対処する。

(2)～(3) (略)

第3節 公共土木施設応急対策計画

第3 道路及び橋梁
道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送

防災基本計画の見直し(H23.12.27)を反映(危機管理防災課)

実態に合わせて修正(JR東海)

組織改正による名称変更(北近畿タンゴ鉄道)

「安全方針」「異例事態対応規程」「災害救助規程」との整合(近畿日本鉄道)

を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村及び所管警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

313 図3.16.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統
 図中 西日本高速道路株式会社

関西支社(06-6344-8888)
 茨木管理事務所(0726-22-4887)
 福知山管理事務所(0773-27-7101)
 京都丹波道路管理事務所(0771-25-2350)

京都府道路公社綾部宮津道路管理事務所
 J R 東海関西支社総務課 (06-6302-7691)

図欄外 (追加)

を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

図3.16.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統
 図中 西日本高速道路株式会社

○平日昼間9:00~17:30
 関西支社(06-6344-8888)
 茨木管理事務所(0726-22-4887)
 福知山高速道路事務所(0773-27-7101)
 京都丹波道路管理事務所(0771-25-2350)

○平日夜間17:30~翌9:00, 休日
吹田道路管制センター(06-6876-3917)

京都府道路公社管理事務所
 J R 東海関西支社総務課 (06-6302-5037)

図欄外

注：災害協定等において個別に定めのあるときは、その定めによる。

災害協定の活用を明記 (建設交通部)

連絡先窓口の明確化 (西日本高速道路)

事務所名変更 (西日本高速道路)

名称変更 (京都府道路公社)
 電話番号修正 (JR東海)
 各種協定、覚書等によって伝達系統を強化する際の位置づけを明記 (建設交通部)

314 表3.16.2 緊急輸送道路一覧表

区分	道路種別	路線名	区間	延長
		⋮ 鳥取豊岡宮津自動車道 (<u>宮津野田川道路</u>) ⋮	(略)	(略)

表3.16.2 緊急輸送道路一覧表

区分	道路種別	路線名	区間	延長
		⋮ 鳥取豊岡宮津自動車道 (<u>宮津与謝道路</u>) ⋮	(略)	(略)

道路名訂正 (京都府道路公社)

316 第3節 (略)

第4節 (略)

節番号繰下げ

320 第4節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

第4 上下水道施設

1 水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

水道事業者等は、地震災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

第4 上下水道施設

1 水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、地震災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

(2) 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、

府の役割を明確化 (文化環境部)

東日本大震災を踏まえ、対応を追記 (文化環境部)

(2) 支援要請等

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請や、府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行うものとし、道路管理者、ガス・下水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、京都府水道震災対策行動マニュアル（平成10年3月）に基づいた対応を図る。

(3) 災害広報

府及び水道事業者等は、上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

2 下水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

災害の発生時に、管渠・ポンプ場・処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

(2) 災害広報

下水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するように周知する。

(3) 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、またポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、「京都府水道震災対策行動マニュアル」（平成10年3月）に基づいた対応を図る。

(3) 支援要請

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。

また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

(4) 災害広報

府及び水道事業者等は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

2 下水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

(2) 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(3) 支援要請

府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要な支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。

(4) 災害広報

府及び下水道管理者等は、各施設の被害状況及び復旧見込みにつ

東日本大震災を踏まえ、関係機関との連携と府の役割に関する記述を追加（文化環境部）

記述の簡略化（文化環境部）

1 水道施設との構成の整合

語句修正（文化環境部）

他事業者との調整に関する計画の追記（文化環境部）

東日本大震災を踏まえ、広域的な被害にもたいそうするため、資機材調達等に関する計画を追記（文化環境部）

第5節～第7節（略）

第8節 住宅応急対策計画

第3 応急仮設住宅

1 仮設住宅の建設
（略）

(1) 対象

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

(2) 費用の限度

1戸当り29.7㎡を基準として災害救助法施行細則に定める額以内

(3) 着工の期間

災害発生の日から20日以内に着工

(4) 供与期間

完成の日から2年以内

(5) 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

ア 生活保護法による被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない寡婦及び母子世帯

エ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者

オ 特定の資産のない勤労者

カ 特定の資産のない小企業者

キ 前各号に準ずる経済的弱者

2～4（略）

いて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「1 水道施設」に準じた対策を講じるものとする。

第6節～第8節（略）

第9節 住宅応急対策計画

第3 応急仮設住宅

1 仮設住宅の建設
（略）

対象、費用の限度、着工の期間、供与期間、自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲は「資料編3-18」に示すとおり

2～4（略）

5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

流域下水道限定から市町村下水道管理者も含めた計画へ拡大（文化環境部）

工業用水道に関する記述を追加（文化環境部）

節番号繰下げ

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（府民生活部）

326	<p>第4 住宅の応急修理 (略)</p> <p>1 対象 <u>住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者</u></p> <p>2 修理部分 <u>居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分</u></p> <p>3 費用の限度 <u>1戸当りの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内</u></p> <p>4 期間 <u>災害発生の日から1箇月以内</u></p> <p>第17章 災害地の応急対策に関する計画</p> <p>第1節 住宅関係障害物除去計画</p>	<p>第4 住宅の応急修理 (略)</p> <p><u>対象、修理部分、費用の限度、期間等は「資料編3-18」に示すとおり</u></p> <p>第18章 災害地の応急対策に関する計画</p> <p>第1節 住宅関係障害物除去計画</p>	<p>災害救助法の適用区分については資料編に集約(健康福祉部)</p>
329	<p>第3 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準</p> <p>1 対象 <u>居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</u></p> <p>2 対象者の選定基準 <u>障害物除去対象者の選定は市町村で行う。</u></p> <p>3 費用の限度 <u>ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。なお、この額については、「資料編3-18救助の方法、程度、期間等早見表」に示す。</u></p> <p>4 実施期間 <u>災害発生の日から10日以内に完了するものとし、市町村長はその結果を府へ報告する。</u></p>	<p>第3 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準</p> <p><u>「資料編3-18」に示すとおり</u></p>	<p>災害救助法の適用区分については資料編に集約(健康福祉部)</p>
331~	<p>第18章 (略)</p>	<p>第19章 (略)</p>	<p>章番号繰下げ</p>
335	<p>第20章 文教応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 実施責任者</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>市町村(組合)立学校</u>については市町村長又は組合管理者(委任を</p>	<p>第21章 文教応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 実施責任者</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>市町(組合)立学校</u>については市町村長又は組合管理者(委任を受</p>	<p>市町村(組合)の表記内容整</p>

336
～337

受けている場合は市町村（組合）教育長
3～4（略）

第2節 情報の収集・伝達

第1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集・伝達 (略)

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第4節 教育に関する応急措置

第5 学用品の調達及び配分

1 災害救助法が適用された場合

(1) 教科書

ア 健康福祉部救助班（健康福祉総務課）において計画を樹立する。

イ 教育部は健康福祉部救助班の依頼に基づき、市町村教育委員会に対し被害状況を調査するよう指示する。

ウ 教育部は、市町村教育委員会の報告に基づき、補給の必要冊数をまとめ、健康福祉部救助班へ報告するとともに、京都府教科書図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

エ 府立特別支援学校の小学部及び中学部については、教育部が直接調査、調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

ア 健康福祉部救助班（健康福祉総務課）において計画を樹立する。

イ 教育部は健康福祉部救助班の依頼に基づき、市町村立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、健康福祉部救助班に報告するとともに、直接調達、配分を実施する。

ウ 文化環境部文教班は健康福祉部救助班の依頼に基づき、私立学校の補給必要品数をまとめ、健康福祉部救助班に報告するとともに、直接調達、配分を実施する。

エ 市町村立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。

オ (略)

(3) 学用品の給与基準

ア 対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等

受けている場合は市町（組合）教育長
3～4（略）

第2節 情報の収集・伝達

第1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集・伝達 (略)

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に

第4節 教育に関する応急措置

第5 学用品の調達及び配分

1 災害救助法が適用された場合

(1) 教科書

~~ア (削除)~~

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校（国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。）及び私立学校の補給必要冊数をまとめ、京都府教科書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

イ 市町（組合）立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

~~ア (削除)~~

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

イ 文化環境部文教班は私立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

ウ 市町（組合）立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。

~~エ (略)~~

(3) 学用品の給与基準

「資料編3-18」に示すとおり

理（教育庁）

情報収集手段の追記（教育庁）

情報収集伝達手段の追記（教育庁）

実態に合わせて修正，一般計画編と整合（教育庁調整済）（健康福祉部）

市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）

実態に合わせて修正，一般計画編と整合（教育庁調整済）（健康福祉部）
市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）

市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

	<p><u>学校等生徒（府立特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等学校等生徒を含む。）</u></p> <p><u>イ 学用品の品目及び費用の限度</u></p> <p><u>(7) 教科書（教材を含む。）……実費</u></p> <p><u>(4) 文房具……災害救助法施行細則に定める限度額以内</u></p> <p><u>(4) 通学用品……文房具と同じ</u></p> <p><u>ウ 期間</u></p> <p><u>(7) 教科書……災害発生の日から1箇月以内</u></p> <p><u>(4) 文房具及び通学用品……災害発生の日から15日以内</u></p> <p>2 災害救助法が適用されない場合</p> <p>(1) 教科書</p> <p>ア <u>市町村教育委員会</u>は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。</p> <p>イ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第6 学校給食の対策</p> <p>学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、<u>京都府学校給食会</u>等と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>第8 教職員の補充確保</p> <p>教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において<u>市町村教育委員会</u>が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。</p>	
337	<p>第7節 府立学校の防災体制</p> <p>第3 <u>都部</u>府立学校については災害対策支部に所属する。</p>	
339	<p>第21章 ボランティア受入計画</p> <p>第3節一般ボランティアの受付及びコーディネート</p> <p>第1 組織</p> <p>1 京都府災害ボランティアセンター</p> <p>京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後は、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。</p> <p>2～3（略）</p>	
340	<p>第2 機能、事業</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 情報収集・情報提供</p>	
	<p>2 災害救助法が適用されない場合</p> <p>(1) 教科書</p> <p>ア <u>市町（組合）教育委員会</u>は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。</p> <p>イ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第6 学校給食の対策</p> <p>学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、<u>財団法人京都府学校給食会</u>等と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>第8 教職員の補充確保</p> <p>教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において<u>市町（組合）教育委員会</u>が災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。</p>	<p>市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）</p> <p>正式名称に修正（教育庁）</p> <p>市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）</p>
	<p>第7節 府立学校の防災体制</p> <p>第3 <u>京都市以外</u>府立学校については災害対策支部に所属する。</p>	<p>表記内容の整理（教育庁）</p>
	<p>第22章 ボランティア受入計画</p> <p>第3節一般ボランティアの受付及びコーディネート</p> <p>第1 組織</p> <p>1 京都府災害ボランティアセンター</p> <p>京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>語句修正（健康福祉部）</p>
	<p>第2 機能、事業</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 情報収集・情報提供</p>	

	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、<u>受入れ</u>の調整に努める。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、<u>受入</u>の調整に努める。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>語句修正 (健康福祉部)</p>
341～	<p>第22章～第23章 (略)</p>	<p>第23章～第24章 (略)</p>	<p>章番号繰下げ</p>
350	<p>第24章 文化財等の応急対策</p> <p>災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。</p>	<p>第25章 文化財等の応急対策</p> <p><u>文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。</u></p> <p><u>また、災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じ</u></p>	<p>「文化財所有者のためのマニュアル」について追記 (教育庁)</p>
新設	<p>(章追加)</p>	<p>第26章 応援受援計画</p> <p>第1節 応援計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p><u>他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。</u></p> <p><u>なお、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 発災時の情報収集</p> <p><u>情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、広域連合広域防災局（以下「広域防災局」という。）と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。</u></p> <p>2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</p> <p><u>広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。</u></p> <p><u>その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に緊急派遣チームを派遣する。</u></p> <p>3 応援の実施</p> <p>(1) 体制の確立</p> <p><u>広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部」</u></p>	<p><新規>応援受援に対応するため (危機管理防災課)</p>

において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の京都府内への受け入れ

エ 府民のボランティア活動の促進

4 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第2節 受援計画

第1 計画の方針

京都府内で大規模な災害が発生し、京都府が応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 応援の要請

発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、すみやかに応援要請を行うこととする。

2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組む。

ア 救命救助・消防部隊受入

イ 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入

ウ 救援物資受入

エ 他府県等応援要員受入

オ 広域避難

3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明

新設 (章追加)

第3 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第27章 社会秩序の維持に関する計画

府 警 察 本 部
第八管区海上保安本部
各 機 関

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

府、市町村をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 府及び市町村の活動

府及び市町村は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

第3 警察の活動

1 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安否に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4 海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

〈新規〉防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (府警察本部)

第15章から移動 (第八管区海上保安本部)

	第4編 災害復旧計画	第4編 災害復旧計画	
357 新設	<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第3節 中小企業復興計画 (項目追加)</p> <p>(節追加)</p>	<p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第3節 中小企業復興計画</p> <p><u>第4 京都経済全体の事業継続計画の検討</u> <u>京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。</u></p> <p><u>第4節 風評被害対策</u> <u>府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、関西広域連合、市町村及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害に関する影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。</u></p>	<p><新規>風評被害対策について記載（商工労働観光部）</p>
357 ～359	<p>第4節 公共土木施設復旧計画</p> <p>第1 計画の方針 災害により<u>被害を受けた公共土木施設の復旧を促進</u>するための各種事業について定める。</p> <p>第2 国土交通省の計画</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 災害復旧に係る情報処理連絡体制</u> <u>災害発生時又は発生のおそれがある場合には、被害情報・災害対応情報など災害対策に必要な情報を近畿地方整備局と府で迅速かつ円滑に情報共有するため、府災害対策本部に現地情報連絡員の派遣などを行うものとする。</u></p> <p><u>3 災害復旧の実施</u></p> <p>(1) <u>査定の早期実施</u> 災害発生後、河川、道路、港湾、都市施設等の早期復旧のためできる限り速やかに<u>査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。</u>また、<u>民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。</u> <u>広域にわたる大災害の場合、災害査定官は現地において災害発生時の気象、水利及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導にあたるものとする。</u></p>	<p>第5節 公共土木施設復旧計画</p> <p>第1 計画の方針 災害により<u>被害が発生した</u>公共土木施設の復旧を<u>推進</u>するための各種事業について定める。</p> <p>第2 国土交通省の計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (削除)</p> <p><u>2 災害復旧の実施</u></p> <p><u>(1) 災害復旧工事の早期着手</u> <u>被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に</u> <u>応急工事を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害査定</u>の早期実施 <u>災害発生後は速やかに災害査定を実施して、事業費を決定するものとする。</u> <u>緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。</u> <u>災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。</u></p>	<p>表現の適正化（建設交通部）</p> <p>国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)</p> <p>国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)</p>

災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の執行を図るため、事前打合せの制度を活用し、あらかじめ復旧工法等について査定前に打合せを行い、現地における査定の迅速な処理、手戻りの防止を図るものとする。総合単価の適用が可能な場合は、できる限りその活用を図る等、災害査定事務の合理化・簡素化を図るものとする。

(2) 緊急事業の決定

事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊急事業を定めて適切な復旧を図るものとする。

(3) 災害復旧の促進

(略)

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて助言・指導のため職員を派遣するものとする。(略)

(4) 再度災害の防止

河川、砂防設備、道路、港湾、都市施設等の被災施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

3 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。(略)

4 都市の復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。(略)

第3 京都府の計画

1 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び文化環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜

大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

→ 災害発生後、河川、道路、港湾、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

~~(2)~~ (削除)

(3) 災害復旧の推進

(略)

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。(略)

(4) 再度災害の防止

公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

3 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。(略)

4 都市の復興

(1) 計画的復興への支援

大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

(2) 復興まちづくりへの支援

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。(略)

第3 京都府の計画

1 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び文化環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜

国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)

国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)

国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)

誤字修正(建設交通部)

国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)

地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市災害復旧事業の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。

2 復旧事業の計画

(1) 査定¹の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には緊急査定等を要請・実施する。

(2) 緊急事業の決定

事業の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

(3) 災害復旧の促進

ア 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年（但し、災害復旧助成工事が30億円以上の大規模なものは5箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進ちょく率は、当年度30%、第2年度50%、第3年度20%であるが、昭和60年度からは、初年度の復旧進捗は概ね85%の予算措置がされ、緊急度に応じて早期復旧を図る。なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連工事等を積極的に導入する。

イ 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業として、復旧の促進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当り80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業として、復旧の促進を図る。

(4) 再度災害の防止

地形や地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。（略）

第6節 文教復旧計画

第2 学校等の施設の復旧計画

地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。

2 復旧事業の計画

(1) 災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

(2) 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

(3) 災害復旧の推進

ア 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年（但し、助成工事費が30億円以上の大規模なものは5箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進ちょく率は、初年度85%、第2年度14%、第3年度1%とされている。

なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連事業等の改良復旧事業を積極的に導入する。

イ 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧を推進する。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当り80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業により復旧を推進する。

(4) 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。（略）

第7節 文教復旧計画

第2 学校等の施設の復旧計画

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

360	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>市町村(組合)立学校等及び附属機関</u> <u>市町村(組合)</u>が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、<u>文部省</u>と連絡調整を行う。また、<u>市町村(組合)</u>の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。</p> <p>第3 教育活動の再開</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害に伴う「<u>盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律</u> (昭和29年法律第144号)」による就学奨励費に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 児童生徒等及び教職員の健康管理 (略)</p> <p>また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、<u>心の健康相談活動</u>等の支援体制を整備する。</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>市町(組合)立学校等及び附属機関</u> <u>市町(組合)</u>が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、<u>文部科学省</u>と連絡調整を行う。また、<u>市町(組合)</u>の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。</p> <p>第3 教育活動の再開</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害に伴う「<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律</u> (昭和29年法律第144号)」による就学奨励費に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 児童生徒等及び教職員の健康管理 (略)</p> <p>また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、<u>スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談</u>等の支援体制を整備する。</p>	<p>市町村(組合)の表記内容整理(教育庁)</p> <p>法律名称変更(教育庁)</p> <p>記載内容の詳細化(教育庁)</p>
361	<p><u>第7節～第8節</u> (略)</p>	<p><u>第8節～第9節</u> (略)</p>	<p>節番号繰下げ</p>
361	<p>(節追加)</p> <p>(節追加)</p>	<p><u>第10節 水道復旧計画</u></p> <p><u>第1 計画の方針</u> <u>水道事業者等は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道 施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。</u></p> <p><u>第2 復旧事業</u> <u>被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については『上水 水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付 要綱』によるものとする。</u></p> <p><u>第11節 工業用水道復旧計画</u></p> <p><u>第1 計画の方針</u> <u>工業用水道事業者等は、「工業用水道事業費補助金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。</u></p> <p><u>第2 復旧事業</u> <u>被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については『工業 用水道事業費補助金交付要領』によるものとする。</u></p>	<p>水道復旧計画の追加(文化環境部)</p> <p>工業用水道復旧計画の追加(文化環境部)</p>

363	<p>第3章 租税の徴収猶予及び減免等の措置並びに郵便関係補助 第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置 第3 減免 知事は、地震災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税の減免措置を講ずるものとする。(京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、<u>第55条</u>及び第63条の3、<u>第103条の11</u>)</p>	<p>第4章 租税の徴収猶予及び減免等の措置並びに郵便関係補助 第3節 租税の徴収猶予及び減免等の措置 第3 減免 知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税の減免措置を講ずるものとする。(京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、<u>第56条</u>及び第63条の3)</p>	<p>条例改正に伴う条番号の修正等（総務部）</p>
372 373 375	<p>第5編 京都府東南海・南海地震防災対策推進計画 第2編 災害予防計画 第2章 広報及び教育 第1節 広報 2 広報の方法 (1)～(2) (略) (3) 広報媒体等による広報 ア、イ (略) ウ <u>インターネット</u>による広報 第2節 教育・指導 1 防災関係機関における職員に対する教育 (1) (略) ア～イ (略) ウ 地震及び津波に関する一般的知識 エ～キ (略) (2) (略) 2 児童生徒等に関する教育 (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容 ア (略) イ 地震及び津波に関する一般的知識 ウ～ケ (略) (2)～(3) (略) 第4章 災害に強い安全なまちづくりの推進 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等 1 整備方針 (1)～(2) (略) (3) 災害時要配慮者に配慮する。 2 (略)</p>	<p>第5編 京都府東南海・南海地震防災対策推進計画 第2編 災害予防計画 第2章 広報及び教育 第1節 広報 2 広報の方法 (1)～(2) (略) (3) 広報媒体等による広報 ア、イ (略) ウ <u>ホームページ等の情報通信環境</u>による広報 第2節 教育・指導 1 防災関係機関における職員に対する教育 (1) (略) ア～イ (略) ウ 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識 エ～キ (略) (2) (略) 2 児童生徒等に関する教育 (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容 ア (略) イ 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識 ウ～ケ (略) (2)～(3) (略) 第4章 災害に強い安全なまちづくりの推進 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等 1 整備方針 (1)～(2) (略) (3) 災害時要配慮者に配慮する。 <u>また、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。</u> 2 (略)</p>	<p>わかりやすい語句への修正（知事室長G）</p> <p>東日本大震災を踏まえ原子力災害を追加（教育庁）</p> <p>東日本大震災を踏まえ原子力災害を追加（教育庁）</p> <p>記述内容の充実強化（健康福祉部）</p>